

第四十三回 参議院通信委員会會議録第二十八号

昭和三十三年六月二十日(木曜日)

午後一時四十五分開会

委員の異動

六月二十日

辞任

補欠選任

谷村 貞治君 黒川 武雄君
白木義一郎君 鬼木 勝利君

出席者は左の通り。

委員長 光村 甚助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
野上 元君

委員

新谷寅三郎君
最上 英子君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君
須藤 五郎君

國務大臣

郵政大臣

小沢久太郎君

政府委員

郵政事務次官

保岡 武久君

郵政大臣官房長

武田 功君

電気通信監理官

浅野 賢澄君

事務局制

常任委員

倉沢 岩雄君

説明員

郵政省大臣官房
文書課長

吉澤 中君

日本電信電話公 大橋 八郎君
社総裁

日本電信電話公 平山 温君
社総務理事

日本電信電話公 千代 健君
社営業局長

日本電信電話公 官崎 政義君
社計画局長

本日の会議に付した案件

○公衆電気通信法及び有線電気通信法の
の一部を改正する法律案(内閣提出
内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(光村甚助君) ただいまから
通信委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について御報告
申し上げます。

本日、白木義一郎君が委員を辞任せ
られまして、その補欠に鬼木勝利君が
選任されました。

○委員長(光村甚助君) 公衆電気通信
法及び有線電気通信法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のあ
る方は順次御発言願います。

○新谷寅三郎君 私、ただいま議題
となりました公衆電気通信法、有線電
気通信法の一部を改正する法律案につ
いて若干郵政大臣にお尋ねをしたいと
思います。

その前に、有線放送が生まれてから
相当の年月を経ているのですが、政府
でも国会でも、昭和三十三年に法律を

出して、この有線放送に付随して企て
られた電話設備というものをある限度
において活用せよというところに
なつたわけでありまして、今日では、
もうすでに電話の個数が全国で二百万
にもなつておるといふ状況でございま
して、これを通信政策の上に乘せてど
う活用したらいいか、言いかえると、
農山村の通信の設備をどういうふう
にして将来改善していくかという問題に
触れてこの問題を今日解決しようとし
ておられるものと思われるのでありま
す。その点から言いますと、私は、非
常にこれは時宜に適した法律案である
と考えるのであります。

しかし一面、こういった農山村方面
の要望、つまり、農山村のほうの経済
発展というものと電話の普及というも
のとの、どうも均衡を得ていなかった
というふうな実情から、今日のよう
な有線放送電話の非常な驚くべき普及を
見ておるといふ事実から考えますと、
やはりこの法律案をお出しになると同
時に、郵政当局としては、将来農
山村電話というものについてはどうい
うふうな方針でこれを強化してい
くか、整備していくか、という方針がな
いといけません。この形でもって將
来とも各農山村に普及させるといふの
がいいのか、あるいは電話政策とし
て、本来の加入電話というものを、農
山村の経済状態に応じたような形、あ
るいはそういう料金制度というよう
なもので、これと今後真剣に取り組んで

いくということも考えられるのであり
ますが、その将来の農山村に対する電
話政策としては、基本的にはどうい
うな考えを持っておられるのか、その点をまず郵
政大臣からお聞きしたいと思ひます。
國務大臣(小沢久太郎君) ただいま新
谷委員から御質問のありました農山村
の電話の普及についてでございます
けれども、電電公社はいろいろと努力
しております。おりますけれども、ま
だ農山村に対しては、十分とい
う満足の状態ではございません。

それで、政府といたしましては、
電電公社をして、全国あまねく、一
日も早くサービスができるよう長期
計画を樹立させまして、農山村対策
としては、地域団体加入電話等を中心
として、今後一段と公社の電話の普及
整備に努めさせることが一番だと私は
思う次第でございます。しかしなが
ら、一方、有線放送電話は、放送と電
話の両方ができる特別な施設でござい
まして、公社の電話の補完的役割を果
たすと同時に、公社の電話とは異なる
効用を持っております。農山村の住
民のために非常に役立っております
ので、その設備の改善等につきまして
は、今後とも十分指導いたしまして、
公社電話の普及と相俟って、都市・農
村間の地域格差を是正するようにして
いきたい、そういうふうに考えておる
次第でございます。

○新谷寅三郎君 それでは、もっと端
的にお聞きしますが、農山村のいろいろ
の振興のために、たとえば農事放送
をしたほうがいいとか、あるいはいろ
いろな公示事項でもあった場合に、放
送設備があつたほうがいいということ
はわれわれももちろん承知するのであり
ますけれども、これは通信政策じゃな
いのです。今私が申し上げておるの
は、もっと端的に言うと、農山村等
に対する電話政策をどうしたらいいか
ということをもっと端的に答えていた
だきたいということを申し上げておる
のです。

で、両方兼ねておるから、これもあ
わせてやっていくのだと、一方では、
地団等の電話施設というものをもち
内容を改善して、それにはうんと電
公社にも力を入れてやらせていくのだ
という両方の答えがありました。私
のお聞きしておるのは、電話政策をど
うするか、通信政策をどうするかとい
うことを聞いておるのです。現在の地
団のことをおっしゃったが、現在の制
度があれば農山村に受け入れられ
て喜ばれるようなものであれば、もっ
ともっとそれが伸びるはずだと思ひ
ます。それが今日、そのように農山
漁村のほうでは普及発達をしないとい
うことは、しかも一方で、比較的料金
の安い有線放送電話というようなもの
が農山村のほうにどんどん普及して
いくというようなことは、やはり何と
いっても経済負担というようない問題が
中心になつておるかと思ひます。その
点については、現在の地団等
に対する制度も、相当内容の改善をは

うということになりますと、一体そうすると、東京に例をとってごらんになっても、中小企業者なんかたくさんおるのです。やはり十数万円の加入者負担金を出したりしなければならぬわけですから、ほしくても電話が取れないという家がたくさんあるのです。そういうものに対しても、やはり助成の措置をおとりになりますか。同じように検討されますか。だから、私は、そういう点については、これは検討するとおっしゃるから、まだあなたは腹をきめておられないと思いますけれど

も、通信政策の上からいって、助成をして、そうして電話を取らせるんだということを建前にされることは、これは私は非常にむずかしい問題が将来残ってくると思うのですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 電話につ

きましては、長期的計画も立てており

ます。先生たちの御努力によりまして、財投も投入する等々いたしまして、五カ年計画、十カ年計画を早く完成させたい。そういうように考えておる次第でございます。

○新谷實三郎君
私はそれを聞いてい

るんじゃないのです。それは、郵政大

臣の非常なお骨折りで、資金ももっと

投入して、全国的に早く電話が普及し

て、世界で二十番目というところか

ら、少なくとも十番目以内に早く入り

たいものだということは、みんな念願

しておるのですが、今お聞きしている

のは、そういうことじゃない。電話を

つけるについて非常に負担力がないか

ら、何か政策が一般会計の金か何かで

助成をしていくことを通信政策

の主管庁である郵政省がお考えになる

ということば、どういう考え方から、基本的な方針から出発しておるか。そういうことをおやりになると、農山漁村は非常に負担力がないから云々というところであれば、これは、別に農山漁村の経済振興を考へるようなところがあるはずだ。そういうところは別です。たとえば農林省が多年にわたって農山漁村の振興のためにいろいろの補助をしたり、助成をしたりされたというようなことは、これは農山漁村そのものに負担力がない、早く格差を是正しようというようなことでおやりになったことで、われわれもそう考へるのです。しかし、通信政策の上に乗せて郵政省が電話をつけるべく助成するんだという建前をおとりになれば、これは農山漁村だけではありません。その点は考へて検討をするといつておられるのですか、ということをお伺つてゐるのです。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私の申し上げましたのは、農山漁村の有線放送に對しましていろいろ要望がございまして、それから、先ほど申し上げましたように、都市と農村との格差の是正といふこともございまして、いろいろと検討してゐる最中でございます。

○新谷實三郎君 先ほどの御答弁から少しも出ないのですけれども、都市と農村との所得の格差とか、いろいろありますけれども、これはしかし、郵政大臣のお考へになることではないでしょうか。私は、郵政大臣としては、あなたは通信政策以外には責任はないと思つてゐる。そのほかの一般のいろいろのことを考へてそういう通信政策をお立てになるのはもちろんであります。経済成長に見合つた通信政策といふものを立てなければならぬ。しかし、郵政省がもしかりに助成金とか補助金とかお出しになるとすれば、それはどういう意味の補助金ですか。どういふ意味の助成金ですか。今検討しておられる助成金なり補助金といふのは、どういふ目的で、どういふ意味の補助金、助成金をお出しになるのかを考へておられるのですか、それを聞いてゐるのです。

○国務大臣(小沢久太郎君) 特に接続のための改修費の助成といふふうになるのじゃないかと思ひます。その点につきましても、よく検討してゐる最中でありまして。

○新谷實三郎君 たとえば、改修のためとか、あるいは電話機をもつといふものにするためとか、やはりこれは一つの通信の機器ですね。そういったものをよくするために補助金を出すのだ、助成金を出すのだといふことになりまして、現在いろいろ制度がありまして、たとえばPBXとか、地団の電話とか、いろいろ似通つたものがあります。そういうものに對しましても、先ほど申し上げたような、中小企業でどうしても電話がほしいのです。これがないと商売にならない。しかし、負担力がないから電話がつけられないといふようなものにも同様に助成をお考へになるのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 電話に對しましては、中小企業、あるいはたとえば農村のそういう一般公衆電話、あるいはPBX等に対してわれわれは補助を考へるところまでいっておりません。

○新谷實三郎君 電話に對しては、補助を考へる考へはないといふような意味のことをおっしゃつたのですが、有線放送に對しては、これは今度は新しい制度ができるわけですね。有線放送の接続電話といふものができるわけでしょう。これは、今までの観念でいう一般加入電話とは違つてゐる。今度、新しい観念で、やはり通信政策の一つとして、一つの新しい制度のもとにおける通信設備なんです。一方では放送します。一方では通信設備なんです。電話なんです。今までの加入電話とは違つてゐる。そういう電話施設なんです。私はそう考へております。ところが有線放送だからこれは電話ではない、有線電話だから公衆電気通信法や、有線電気通信法にいう電話じゃないんだ、通信設備じゃないんだといふような考へ方をもつて答へておられると、これは、今の法律の建前からいつてもおかしいと思つてゐる。

ですから、検討するんなら検討して下さい。して下さい。ですが、私はあなたに強く言つておきますが、通信施設として、郵政省が助成とか補助とかいふことを考へるということになると、これは私は、他に非常に波及するだらう。だから、これは他の方面で、農山漁村の経済を豊かにしてやろうとか、格差を是正してやろうとかいふ、そういう方面の助成補助といふものなら、別な問題です。これは全然別な問題です。しかし、通信施設に對する、特に電話をつけるから、電話をつけたいから補助をする、助成をするんだといふ考へ方は、将来大きな禍根を残すと思ひますので、これはよほどあなたが慎重に考へて、将来の通信政策を誤らないようにされないといふべき。心から私はそう思つております。通信政策の上からいつてそう思ふんです。この点に對しては、あなたも、今私の言つたことがよくおわかりになつていただければ、それ對して、十分考へて善処をされる必要があると思ふんです。郵政大臣、どうですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほど申し上げましたように、有線放送電話に對しましては、地方から要望が非常に多いので、われわれのほうは助成を検討してゐるわけでございましてけれども、たとえば、ただいま新谷委員からいろいろ言われました、私のほうはそういう点を参照いたしまして、慎重に検討していきたいと思ひます。

○新谷實三郎君 参照と言われますけれども、私はまだかつてそういう通信政策をおとりになつた大臣を知らないんです。だから、私は、通信政策としては、将来にそういう禍根を残さないような政策をぜひおとりになる必要があると思ふので、検討されるというなら、検討の結果を見てまいらう。しかし、この問題は、私は通信政策の上からいつて、あなたがよほど慎重に、そして将来誤らないように、相当確固たる信念で処理をされないと、ただ要望があるから、あるいは格差の是正といふような、そういうふうな事柄だけで、郵政省自身が通信政策としてそういう方向に踏み込んでいかれると、非常に他に波及して、通信政策が混乱するだらうといふことを考へるの、この際は、あなたが強くこの点警告をしておくにとどめておきます。

○鈴木恭一君 今新谷委員から、通信政策を基本とした補助金の問題が論議されておりますが、郵政大臣の補助金といふものは、現在試験放送をやつて

おられるための補助金とはまるで性格の変わったものをお考へになつておるんですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 試験放送は、これまでいろいろやりまして、それに対する。補助はやつてあるわけでございますが、今後試験放送といふものはなくなつてゐるので、それに対する補助はございまして、それで、まあ先ほど申し上げましたように、その内容につきましては、ただいま成案があるわけではございまして、検討してゐる最中でありまして。

○鈴木恭一君 私は、通信政策の上からいけば、まさに新谷委員の説が正しいと思ひます。今後、この問題に對しましては、あるいは自治省、農林省等の方面からの問題も私はあると思ふのです。そういうふうな際に、ぜひ相互の協調を保ちつつ、通信政策の上から支障のない範囲において施策を行なつていくというのが、通信主管庁としての私は役目のように考へて、それでよろしいのじゃないかと思つてゐる。すが、いかがでございましょう。

○国務大臣(小沢久太郎君) 通信政策の主管省といたしまして郵政省が当たるわけではございまして、自治省あるいは農林省と打ち合わせをいたしまして、そしてやつていきたい、そういうふうな考へておる次第でございまして。

○鈴木恭一君 ぜひそういう面で、通信主管庁としてのオートリテイを持つたことがまず第一ですよ。私も、新谷委員の言われるように、この点に對しては慎重な御検討をお願いしたいと思つております。よろしゅうござい

○新谷實三郎君 それでは、今の問題は、郵政大臣の言われたように、慎重に検討する。今われわれの申したと、私の申したと、鈴木委員からも申されたことは、郵政大臣もよくおわかりになったと思いますから、次の問題に移ります。

やはり同様のことでございますが、私たちの手元にも、従来からいわゆる有線放送に対する許可の基準、これの条件をいろいろ緩和してほしいという要望がたくさん出ております。この間、やはり衆議院の審議段階において、この許可基準の緩和の問題がいろいろ議論されたそうですが、そのときに郵政大臣は、許可基準を緩和することについて、やはり考ええるのか、検討するとかということ言われたそうでありましたが、これはどういう趣旨のことを言われたのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 現行の基準は、三十三年度に改定したものでございまして、同一の基準を、山間僻地と都市周辺に画一的に適用しておるといふようなわけ合ひでございまして、実情に即するようにこれを規定するといひますか、検討するといふ必要が私はあるのじやないかという点で申し上げた次第でございます。

○新谷實三郎君 有線放送の許可の基準のある部分は法律に明瞭に書いてあります。である部分は法律に書いてなくて、省令以下で郵政大臣がこれをきめておられる。郵政大臣の言っておられる許可の基準の緩和といふのは、法律に書いてあることも場合によっては変えようといふのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 法律に書いてあるものではございません。省令

に定めてあるもの……。達に書いてあることでございます。

○新谷實三郎君 まあ、これはいろいろ問題がありますので、長くなるから簡単にいたしますが、われわれの手元には、たとえば法律に「同一市町村」という言葉が使っている、同一市町村では、つまり隣の村に警察があったり、あるいは学校があったり、公共施設があった場合に、それに連絡するのに非常に困る何とかそれを緩和してくれないかというような要望もたくさん来ております。そのほかには、許可のいわゆる千分の十七というもので、この緩和もしてくれということが出ています。で、今、同一市町村という原則は法律に書いてあるから、これは固守するのだというふうなお考えのようですが、そうすると、勢い一番問題になるのは千分の十七という問題だと私は思いますが、けれども、郵政大臣のお答えになった許可基準の問題は千分の十七のことですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私の申し上げましたのは千分の十七の意味でございまして、千分の十七という数字が、許可の基準が、ですね。これは、その当時おそろく郵政省、電電公社等が協議の結果、一つの客観的な標準として定められたのだと私は思っております。まあそこには非常に、だれが見ても、いつでもこうなければならぬというふうな永久不変の非常な原理から生まれたものであるかという、私はそうじやないと思ひます。しかし、この千分の十七というものの基準に従って、全国の今日では二千五百

という有放の施設ができておるのですね。これを緩和する、将来もその緩和した基準に従ってやっていくということになりますと、私はむしろ、かえってその結果は、通信に関する社会の秩序を混乱させるものになるんじゃないかということをお心配するわけなんです。先ほどあなたの言われた、農山、漁村に対する低規格の電話、さらに簡易化した低廉な、国民に受け入れやすいような電話を制度として作って、それをどんどん普及していくのに相当の経費をかけ、年次計画も立てさしてやっていくんだということ、そのこととこれとはどういう関係になるのか、これも私は政策としては考えていかなければならない問題だと思ひます。で、私は、もとより今日まで毎日々々、町村も発展しつつあるのですから、電話の加入者の数も漸次ふえてきておると思ひます。そういう意味で、すでに許可された有放が、その経済発展によつて千分の十七というもののさしに照らしてみると、あるいはその限度をこえてしまったようなものになっているかもしれない。ことに、町村合併等によつて有放が一掃になるとかいうようなことになってくると、さらにそういうケースが多く考えられる。で、すでにもう許可をしたのですから、そういったものについてまで、どこまでも千分の十七を固執しなければならぬという、そういう厳格な意味の私は基準をこしらえる必要はないのじやないか、むしろ、これを活用していったほうがいいというふうに考えます。しかし現在、この二千五百の有放、それから今後新しく申請せられるであろう有放に対しては、別にあなた

が言われたように、全般的に、一律に許可基準を変えていくということになりまして、かえって私は非常な混乱を招くと思うのですが、その点は郵政大臣は十分お考えの上で、検討しようと言っておられるのですか。どういふような考えなんですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほどの共同設置等につきまして、これまでありました電話がふえまして、千分の十七をこしたという個所、そういう点では、これは問題ございせんけれども、それは、その他の点につきましては、われわれは混乱を来さざるやうなことは考えてございせん。秩序ある発展をはかっておるわけでございますが、それにいたしまして、いろいろと要望がありますので、検討している最中でございます。

○新谷實三郎君 共同設置とか、あるいは合併とかということのために、千分の十七というものをさしをこえるようになったものは問題はないとおっしゃるが、問題はないことはないんです。今でも、法律、省令からいって、それが問題なんです。問題でありますから、そういう点は緩和して、現在どおりに活用させたらどうかというのが私の意見なんです。問題がないのじやないんです。省令にそういうふうな緩和の規定を置かないと、あなた方それを黙って見ているわけにはいきません。私は、そういう点は、これは実情に即して基準の緩和をはかられるのが適当であらうと言っているのです。しかし、私のお尋ねしているのは、もっと一般的に、昭和何年か以来数年間にわたつて行なわれてきた許可基準というものを、もっと緩和していくこと

いうことは、有線放送電話というものを中心にして、農山漁村の電話というものは、もっともこれを中心として普及していくのだというあなたの政策になるということになるので、さっき申し上げたように、初めにあなたが話した農山漁村に対する電話政策というものは、これはどういふやうな関係になるのか。それはね、放送というものを考えると、有線放送設備というものは、これは必要とすることが出てくるでしょう。それに対する電話も一緒にということになれば、ある程度これを許していかねばなりません。しかし、本来の、日本国中どこにでも通ずるやうな電話ということになれば、やはり規格も考えなければならぬし、経営の仕方も考えなければならぬということになるわけなんです。

だから、私はどこまでも通信政策の上でそういう議論をしているわけなんです。そういう見地からみて、政策的に、今おっしゃったことはどういふ意味を持っているのかということをお伺いするわけなんです。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほど私の問題がないと言ったことは、少し誤解を招かれたやうでございますが、そういう点は、やはり千分の十七をこしませんが、やはりあれするのがいいのではないかというふうに考えております。

それから電話の関係でございますけれども、電話は、いわゆる電電公社が中心になります。農山漁村にまで達させたいということは、これはわれわれの政策として、まず第一に考えなければならぬわけでございますけれども、有線放送電話も、これはまた独

自のものでございます。その発達も、やはり私は、農山漁村の地域格差のためには、これはある程度必要だと思ふ次第でございます。現行の規格は三十三年に改定しているのでもございますけれども、その後いろいろ問題があり、ますので、実情に合うように検討しようということでございます。

○新谷實三郎君 非常にいいまいな御答弁なんですが、千分の十七というものが実情に合わない——実情に合うようにというの、どういうふうにするれば実情に合うのですか。実情に合うようにするには、どの点をどうしようというのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 具体案になりますので、政府委員からひとつ……。

○政府委員(浅野賢彦君) 事務的な点で御答弁させていただきます。

先ほど来大臣から申し上げましたように、当初これは千分の十五で三十二年に出発いたしました。翌年に千分の十七に改定しております。ただ、十五がいかに、十七がいかに、また、どういう理由で十七になったか、いろいろ考へ方もございますが、一応、当時の郡部におきます電話の、公社の加入電話の普及率を建前として、この数字が出たようであります。こういった点を見参りますと、ただいま先生おっしゃいましたように、確かに有放の免許がありまして、何年かたつておりますと、当時におきましては千分の十七以下というところが、小さな工場が一つできた、いろいろのことによりまして十七をオーバーして参っているところが多々ございます。それが町村合併によりまして統合をいたしましたり、今回の御提案いたしております法

律改正によりまして、共同設置、こういった場合に相なりますと、十七をオーバーして参っておりますと、これは、従来の考えで参りますと、免許はできないわけでございます。こういった一つの不合理な点、それから数字をもちまして見て参ります点につきましても検討してみなければならぬ。また、現在の業務区域の基準につきましても、農村の中心部、小さな農村であります。谷あい等にはききますと、ほんとうにこれはもうへんびなところであつても、千分の十七はこえてしまつておると、それから大きな町のまわりであります。そういったところがあり、もつと電話の多いところでも業務区域に入つてしまつたり、そういった点で都市近郊と僻地の地におきましても相当不均衡が出て参つております。したがうしまして、撤廃するとか、大幅に緩和するとか、そういった問題ではなくして、合理的に改正する、こういったことがやっぱり必要ではないか、かような意味におきまして大臣が申し上げておりましたわけでございます。

○新谷實三郎君 浅野君の言われたのは、そういたしますと、基本的な基準は変えるつもりはない、しかし、そういうふうにいるいろいろ町村が発達をしてきて、この初めにきめた基準ではまかない得なくなるような部分もできてきておると、また同時に、同じ有放の業務区域にしても、例外的に、何か公の機関ですか、法的な機関との接続も考えさしたほうがより効率的だということのような、例外的な面において考える、というふうなことを今言われたように思うんですが、千分の十七というものを基

本的に動かすということじゃないのです。浅野君、もう一ぺん……。

○政府委員(浅野賢彦君) 先ほど申し上げましたのは、撤廃するとか、大幅に緩和するとか、こういったことは考へておりませんが、ある程度は実情に合うようにすることも検討してみなければならぬ、そういうような意味で、合理的の中にはそういう意味を含んで申し上げた次第であります。

○新谷實三郎君 そういふ御答弁をなさるなら資料を要求します。現在の千分の十七というものが合理的でないという根拠を出して下さい、数字で。この次まで出して下さい。要求してきます。委員長、そう取り計らい願います。現在の千分の十七が合理的でない、だから合理的にするんだということですから、合理的でないという証拠になる、材料になる数字を御提出願ひたい。それによつてさらに私は質問いたします。

○委員長(光村基助君) 郵政省、いいですか、資料を出して下さい。

○政府委員(浅野賢彦君) できる限り資料を整えたいと思ひます。

○新谷實三郎君 それではその問題は留保いたしておきます。

それから次に、この法律の運用に關する問題について、三、三尋ねをしたいと思います。

○委員長(光村基助君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて下さい。

○新谷實三郎君 まず最初に伺いたいと思ひますことは、有線放送電話の設備に關する管理責任といひますか、こ

の維持管理をする責任の所在であります。これはいろいろケースがあると思ひますけれども、法律に書いてある事項以外のことは、これは有線放送の業者といひますか、この業務を行なつておる者と電電公社との契約約款でこれはきめられるというふうな考えられるのですが、この契約約款について、郵政省としては、少なくともこういふことは契約約款に入れなければならぬ、こういうことはぜひ両方で契約をしておいてもらいたいというようなことが相当あるんじゃないかと思ひます。どういふところをお考えになつておりますか。契約約款の問題。

○政府委員(浅野賢彦君) この法律施行の段階になりますと、省令、それから認可の問題等出て参るわけでありま。その段階におきまして、省令の内容容、それから技術基準等の認可、こういったものの内容を織り込みまして契約約款を作るようにすることを考へております。

○新谷實三郎君 非常に抽象的でありますが、それはその次でもいいです。それは契約約款の中には、電電公社としての契約履行者ですから、いろいろの契約の内容を考へておられるでしょう、通信政策を考へておられるでしょう、なな方としては、まあ、いろいろ通信政策の上から見ると私の疑問とするようなお考えをお持ちのようですが、通信約款の中にどういったことを入れさせるという考へが、監督官庁としてですね、その具体的な内容を、簡単なものでいいです、この次までに資料としてお出しをいただきたい。

○政府委員(浅野賢彦君) 次回までに準備して参ります。

○新谷實三郎君 それから、接続契約を有放のほうから申し込んできた場合には、予算の範囲内においてできるだけ公社はそれに應じて接続契約をしなければならぬという条文があるわけですが、ただこれは、単にこの条文だけでは実効があがらないので、電電公社はもちろん、郵政省においても、こういう法律を出す以上は、なるべく早く希望のあつたものについては接続をするような措置をとらなければならぬと私は思ふのです。それにはもちろん予算が必要で、これに對しては、将来にわたつてある程度の年次計画も必要だと思ひます。具体的に言いますと、ことしの予算は、この有放のための予算というものは特別に計上されてない。しかし、これは電電公社の予算の中で、他の予算を流用してもやううというものでしょうが、大体ことは予算的にはどうされるのか。それから来年度以降何年間くらいを目標にしてこの接続契約を締結していくとす。希望があれば、全国二千五百の設備と接続契約をしていくということとは、なかなか経費もかかるし、たいへんなこれは工事になると思ひます。が、しかし制度を樹立した以上は、なるべく早くこれを接続させて治用をさせるようにはからなければならぬと思ふのです。この年次計画とか予算的措置というものについて、郵政省及び電電公社はどういう考へ方を持っておられるか。

○政府委員(浅野賢彦君) 計画につきましては公社から御説明申し上げることになると存じますが、方針がきまりましたならば、できるだけすみやかに、たとえば三年とか、そういった目

標計画を立てましてやって参りたい、かような観点におきまして、電電公社におきましてその計画を立てておる次第でございます。

○説明員(平山温君) 電電公社からお答を申し上げます。

できるだけ早く御要望に應ずるつもりでありますが、今監理官が申されまして、まあ三年……、現在二千六百ばかりある有施設がどの程度申し込みになるか、その辺がまだはっきりいたしておりませんが、できるだけ早くやる、そしてできれば三年くらいに完了したいと、かように考えておりますが、もしこの二千六百の方が全部お申し込みになりますと、かなりの量になりますので、あるいは少し、三年より延びるかもしれません、そのときにおきまして五年をこえることはないので、できるだけ三年を目標にして、おそくとも五年というように考え方で実施して参りたいと、かように思います。

○新谷實三郎君 お答えにならなかつたのですが、法律がかりに年末なら年末に施行されるものとして、本年度の接続の申し込みに対する予算の裏づけはどういうようにされるのですか。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。

この法律に基づく有線放送接続電話契約を結ぶための必要な予算というのは、今年度は、先ほど先生がお話しになりましたように、成立いたしましたおりませんけれども、農村関係の電話の普及のために成立している予算がございますので、その範囲内におきまして、本年度におきましてでもできるだけ予算の差し繰りのつく限りにおきまして

て御要望に応じて参りたいと、かように思っております。

○新谷實三郎君 それから、二千五、六百の施設がかりに接続の契約を申し込みをされた場合に、その設備を完了するまでにどのくらいの経費がかかるか。概算でもけっこうですが、何十億あるいは何百億という数字でもいいですが、概算わかりませんか。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。

具体的には各施設の状態を見なければわかりませんが、概算でもいいからというお話でございますので、概算を申し上げますと、二千六百施設のうち、かりに第二種を希望されるものが六百、第一種を希望されるものが二千六百、第一種を希望された場合には、これに必要な、電電公社としての接続契約を結ぶに必要な工事費といたしまして、約七十億見当と考えております。

○新谷實三郎君 これは、七十億という数字は、二百万個の加入電話がふえたとして、もちろんこれは通話の区域に制限はありますけれども、市外線の増強ですね、そういったものをすべて含めて七十億くらいで済むというお話ですか。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。

は、具体的に接続してみまさんと、はつきりしたことはわからないわけでございますが、一応六百の第二種の分につきましては、市外線に必要な経費の一部も先ほど申しました七十億の中には見込んでおります。

○新谷實三郎君 その程度で今はしょうがないと思いますが、そこで、郵政大臣、結局、この法律を施行されることになったために、これは私もさつき申し上げましたように、けっこうなことで、必要なことだと思いが、当然考えなければならぬと思いが、これは、資金関係なんですね。これは、この予算関係では、おそらく農山村に対する電話のいろいろな施設がありまされども、その施設費の大部分を流用してでも、ことはやっていくということになると思うのですが、この法律を施行してどうかということになると、非常に長い間、申し込んで五年も六年も接続できないということじゃ意味をなさなないと思うのです。

○新谷實三郎君 いや、それはわかっているのです。おやりになるのはわかつているのですが、つまり、これは法律を施行するために、五カ年計画を作ったときには考えなかつた分なんです。第三次五カ年計画では、かりに七十億あるいは八十億にしろ、これはその当時の考えられてなかつた経費なんです。ですから、これはどこかで取つてやらないと、ほかのほうに穴があくということになるわけですね。その意味で、これは私は五カ年計画を根本的に改訂をしないといは言いませんが、まだそこまでは言いませんが、とてもこれを短期間に実施しようと思えば、この経費の資金の裏づけをしてやらなと、なかなか電電公社に、農山村が大事だからやれやれと言つてもできない、一般の電話を押えていく以外にな

ぱり郵政大臣の責任だと思いが、だから郵政大臣としては、これに見合ふような資金については、これはもちろん来年度以降の予算になりますが、あるいは場合によっては、ここの次の国会あたりで補正予算でも出るということになれば、それも一つの私はチャンスだと思いが、けれども、とにかく資金については積極的に郵政大臣が骨を折らなければならぬ筋合いであると思うのです。どうですか、これ、ひとつあなたが大いに政治力を發揮して、このくらいの資金は取つてこられる自信がありますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、公社の資金計画の關係になるわけでございますけれども、私といたしましては、十分事情を確かめて万全の策をとりたい、そういうふうな考えております。

○新谷實三郎君 いや、それはわかっているのです。おやりになるのはわかつているのですが、つまり、これは法律を施行するために、五カ年計画を作ったときには考えなかつた分なんです。第三次五カ年計画では、かりに七十億あるいは八十億にしろ、これはその当時の考えられてなかつた経費なんです。ですから、これはどこかで取つてやらないと、ほかのほうに穴があくということになるわけですね。その意味で、これは私は五カ年計画を根本的に改訂をしないといは言いませんが、まだそこまでは言いませんが、とてもこれを短期間に実施しようと思えば、この経費の資金の裏づけをしてやらなと、なかなか電電公社に、農山村が大事だからやれやれと言つてもできない、一般の電話を押えていく以外にな

いということになりますから、その点で、特にこれは郵政大臣が法律に基づいておやりになるのだから、あなたがこれは骨を折るべき筋合だと思いが、特別に私はあなたに注文をしているわけですが、どうですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは公社の資金計画の問題になるわけでございますので、資金計画を見た上で十分ひとつ努力したいと思つております。

○新谷實三郎君 見た上でとおっしゃるが、大臣、入ってないのですよ、今は。今は予算がないのですよ。だから、ここの何十億かを流用するということになるでしょうけれども、来年度以降は、これは電電の総裁と打ち合はされて……。これは、特別に法律によって新しく生まれた義務ですね。一種の義務的な費用だと思いが、そういうものから、これはもうどうして今までの五カ年計画につけ加えて考えてもらわなければならぬのだということ、これは政治的にあなたが話される必要があると思うのですが、ことしなからは、資金計画を見ておつしやるけれども、資金計画を見るまでもないので、入っていないのです、今までのところは。ですから、それについては資金計画を見るも見ないもない。あなたが、それは郵政大臣として全力をあげて獲得するように努力しますということをおっしゃらないと、せっかく法律を出していただいて、跡始末をしないということになりますよ。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは今後の問題になるわけでありまして、でも、財投その他の面におきまして、できる限りひとつ努力して、法律がせつかくできたわけでありまして、法律

の運用ができるようにしたいと、そういうふうな思っております。

○新谷實三郎君 まあ、言葉はあいまいですが、あなたが最大限の努力をされるということを期待をして、この質問はこの程度にいたします。しつかりやして下さい。

それから次の問題ですが、時間もありませんから、もうあまり詳しいことはしません。一つ、料金の問題があるわけですが、これは、郵政省のほうがいいのか、電電公社のほうがいいのか、わかりませんが、今まで全国三十三カ所で試験的に公社線の接続の設備をして、郵政省からは若干の補助金を出して試験をしたわけですが、そのときに、一応公社との間に約款によってきめられた料金というものがあつたのです。今度、全国的に、この法律に基づいて接続電話の施設を広くいこうということになった場合に、料金はこういうふうになるか、あるいは、私は初めに申し上げましたが、また大臣もお述べになつたように、農山漁村に對しましては、これも一般加入者との均衡が問題だと思ひますが、全部一般の電話加入者が負担をして、農山漁村の加入者を助けていくということも、これはなかなか困難な問題と思ひます。しかし、こういう低開地帯の電話というもののについては、料金を可能な限り安くしていくという方針はとつてもらふといけません。今の試験的にやっておられる設備といひますか、この契約と比較いたしまして、料金はこういうふうになるかと思ひます。

○政府委員(淺野賢彦君) ただいま

で行なつております試験接続中の有線放送電話につきましては料金の取り方といひますものは、大体今度の場合の、本実施の場合の料金につきましても同じような形で参るものと考えております。ただ、その場合に、一つは、すべり違つておりましたが、一つは、すべり試験実施の場合には度々料金制をとつておりましたが、今回は、収容局の方式に従ひまして、それぞれ度々料金は定額というふうにいたします。と、それから内線電話機一個ごとに十五円ばかり取つておりました分も、これをたゞいま先生のお話の線に沿ひまして、できる限り安くするといひます。と、たゞいま公社と検討中でございます。と、今度きめて参ります。と、それから、今おっしゃいましたように、でき得る限り安い料金ということ、それから一方、公社の加入電話のほうの加入者のほうにも迷惑がからぬといひたいところで、いい線を出すようにたゞいま努力中でございます。公社の方から説明があります。

○説明員(千代健君) ただいま監理官からの御説明がありました。現在の制度についてお話をあつたように、有線放送内線電話機一個ごとに付加使用料といふものが十五円でございます。それから一回々々の市内度数が、一回七円とす。こういうふうになつております。そういうことを、今度の法律でできる有線放送接続電話の性格から、これを公社の局と有線放送の交換台をつなぐ局線に属納いたして、それによる料金にするという考えで、郵政当局とお話しておるわけでございます。現在考へております料金の額でござ

います。が、まだ最終的決定はいたしてありませんが、従来の三十三の試験設備、このものと比較いたしますと、だいたい安くなるようになっております。局線といひますので比較ができません。が、たとえば、内線の加入当たり十五円といふものと比較をしてみますと、大体一局線当たり二百五十円ばかりの内線がつながつていくといひます。有線放送の大体のレベルでございます。と、現在の十五円の付加使用料が大体六、七円ぐらゐになるわけでございす。現在考へております設備の三十三は、必ずしも全国の二千五百のものを代表するやうなタイプのものではないものでございす。と、ちよつと不正確なことを申し上げようと思ひますが、そう申したものでございす。したがつて過去における、特に三十六年度の試験実施の五施設については、相当長い間お使ひいただいておりますので実績を得ておりますが、これらあたりからいひますと、だいたい安くなつて参ります。特に市外電話は別でございますので、これを除きますと、市内電話だけで申しますと、約九万円程度の月額のところが、一施設当たり約四万円ぐらゐのところにおさめるのではないかと、こういう程度でございます。

○新谷實三郎君 数字については、今ここで論議すべきではないと思ひます。またその資料も何もありませんから申しませんが、今千代君が言われたように、できるだけ他の加入者との均衡を考へながら、最大限に料金を安くして、これが活用されるようにしたい。ただきたいといふことを私は特に希望したいのです。

それに関連して、こまかいことですが、これはどういふことになるのか。局線一回線当たり幾らというやうなことでは料金をおきめになるとすれば、この局線一回線といふものの算定基準は、普通区域域内の場合と区域外の場合と特別加入区域の場合と違ふのじやないかと思ひますが、それはどういふことになるのか。

○説明員(千代健君) 現在実施しております三十三の施設、特に三十六年度の試験実施の施設は、これ、これはいづれも有放の交換台が区域内にあるものでございす。区域外にあらな場合、一般加入電話のやうな、いわゆる、一般加入電話のやうな、いわゆる、区域外については個別負担という方針をとつておるわけでございす。

○新谷實三郎君 そういふことだろ。と思ひます。ですから申し上げるのですが、これは他の問題に波及するやうで恐縮なんです。私は今日の電電公社の電話の加入区域といふものが、もう少し今の社会情勢にそれこそ適合するやうに再検討をし、改定をされる必要があるのではないかと申しておるのです。この区域外の分も、すべて普通区域にしろといふことを今ここで一般的に私は言ふんじやありませんが、経費がかかるのですから、経費のかつた分は、それだけ何がか多く負担するといふのは、これは当然のことかもしれません。けれども、まあ相当長い、何年か前にこしらえた加入区域の分け方が、具体的に普通区域、特別区域、区域外をいふ、その分け方はいいにしても、具体的に各地域々々は、それを適用していつた場合に、はたして実情に沿つておるのかどうかといふことになるかと、これは非常に私個人としては問題が多いと思ひます。ですから、今度の有放のやうな場合には、おそらく私は、二千五、六百の有放の施設といふものは、区域外にあるのが相当多いんじやないか、せつかく料金をなるべく安くしてやろうといふ考へ方では進まれません。と、実際上は、相当区域外にあらな場合には、高い料金負担をしなければならぬといふ結果に終わるのじやないかといふことを心配するのです。でありますから、何も無理をして全部、さつき申し上げたやうに、区域内にしてくれといふことを言うのじやありませんが、その加入区域の具体的な分け方といふものについて、私はもつとこの際、いい機会ですから、全国的にひとつ基準をこしらえて、検討し直して、そして合理的な料金を課せられるやうにしていただくと、なおさらこの制度が生きてくるだらうと思ひますが、これは要望のやうな格好になりますけれども、ぜひこれはこまめでやつていただきたいと思ひます。どうでしょう。

○説明員(千代健君) 非常に基本的な問題の御質問でございます。これは右から左に明瞭にお答えできれば非常に喜びとするところでございす。が、実は、相当長期にわたつて研究をいたしておりましたが、私どものほうで最終の結論は、加入区域といふものについては出ておりません。昨年、諸外国のものまでいろいろ調べさせておるわけでございますが、多くの国といひます。ほとんど大半の国で、やはりこの点では非常に困惑しておられる状況でございます。特にわが國のように、

農村から町村へ大都市へと非常に発展の激しいところでは、一番大きな困難さがある問題の一つだろうと思ひます。今この問題を私ども真剣に取り組んでやろうと思つておりますが、現状では、ある加入密度のある地域を、平均負担、均分負担というので、普通加入区域という考え方、これは明治以来の考え方だと思ひます。そういう方法をとりております。それから特別区域、区域外、これが個別負担という原則を貫いておられますが、問題は、普通加入区域にすべきかどうかというところが問題でございまして、これは、市町村の発展と同時に、やはり徐々にございまして、広がって参つております。そういう点は、きわめて具体的な判断に基づきます問題で、なかなか困難でございまして、とりわけ、大都市の東京とか、あるいは大阪とか京都、こういったところの周辺において非常に問題がございまして、こういった点も含めまして、なおさらに真剣に検討していきたいと考えております。

なほ先ほど新谷先生からも御質問のありました、有線放送の区域外が多いから、ほんとうに高いものが出るんじゃないかというお話がございましたが、私も非常にこれを心配してございまして、昨年の十月、全国有線放送実態調査と私も俗に称しますが、区域外に交換台のある有線放送施設というのが、十月末現在で百三十六施設でございました。比較的少なかったもので、私も作業過程でもって実はほとんどしなかつたという事で、今区域外で平均負担がふえるんじゃないかという点では、そう多くの施設の方々に御迷惑

をかけなくとも済むのじゃないか、こういう工合に考えております。

○新谷寅三郎君 ぜひ至急に御検討をお願いしたいと思います。

それから、郵政大臣がほかの委員会に御出席だそうですから、きょうはこの問題だけでやめますが、郵政大臣と電電公社の總裁に、多少これは政治的な見地から考えてもらいたいと思ひますのは、いろいろな技術的な基準から出発しておると思ふんですが、一種、二種、同一市町村内とか、あるいは同一府県内という制約を、一定の基準のもとに、ということが書いてあります。が、それは、同一市町村内あるいは同一府県内でありまして、何中継もある場合にはこれは困るというような意味のようになっているわけですね。そこで、これは技術的な問題も乗り越えて、ただ無理やりに政治的に解決しろといつても、これは無理かもしれませぬけれども、さっき郵政大臣は、助成とかあるいは許可基準の緩和とか、いろいろなことを言われましたが、そのことよりも、私は、たとえば同一市町村内で接続契約をする場合、第一種なら第一種、あるいは第二種の同一府県内なら同一府県内というものであつた場合には、やはり町村役場の所在地であるとか、あるいは府県庁所在地、そういうところとは、技術的に可能な限りは——何中継にもなつたら困るかもしれないけれども、しかし、かりに一中継をこえるような場合でも、私は技術のことばかりではありませんから、あまり責任のある質問もできないんですけれども、そういうような感じがしてならないんです。何とかして、一中継を原則にするということかもしれませぬが、同一市町村内においてやる場合にも、町村役場の所在地くらいとは接続できるような、話ができるようにしたかどうか。それから同一府県内といつても、県庁所在地くらいとは話ができるような程度にしたらどうか。これは非常に今政策的なことを申し上げるんですが、したがって、技術的に非常に制約があつてどうしてもできないという部分もそれは出てくるでしょう。これは万やむを得ないと思ふんです。しかし、可能な限り、そういう努力を實行上しにのめらつて、一定の基準云々というものの適用を、むしろ私は関係者にとつて非常に便利ないように扱つてもらふような考慮はしてもらえないだろうかという気がしてならないのです。もし御意見があつたら伺いたい。

○國務大臣(小沢久太郎君) 私たちも、ただいま新谷委員のおっしゃつたように、たとえば市町村役場の所在地とか、あるいは県庁の所在地、そういうところはやはり経済生活の中心でありますから、あつち限りは、そういうところに通信できるようなにいたしました。そういうふうに考えております。その点については何かお考えございませぬか。

○説明員(大橋八郎君) 私どもも、ただいま新谷先生のお話のように、同様のことがありたいと考えておりますが、しかし、これは予算等の制約もありまして、それを実行するためには、相当金をかけなければならぬという問題も起るでございませぬ。まあ、できるだけ金のかからないような方法で

うまい方法があれば考えたいと思つておりますが、それらのことは、もう少し実行してみないと、今直ちにこれはお約束申し上げかねますが、検討することを御了承願ひたいと思ひます。

○新谷寅三郎君 それでは、たいへん時間をいただいで恐縮でございましたが、私は、さき留保いたしました問題、あるいはそれに関連して、二、三また質問が出るかもしれませんが、その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて。

○野上元君 先ほど新谷委員のほうから、郵政当局の通信政策の根本についてお尋ねがあつたようです。私も同じことを尋ねるかもしれませんが、立場が違ひます。考え方も違ひますので、重複するところがあるかと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひますが、若干具体的に聞いてみたいと思ふのですが、実は私の手元に、ある県の農業協同組合の組合長さんです。持つておられる方だと思ひますが、その方から、今次の有線放送関係の改正についての意見が述べられております。その中にこういうふう書いてあるのですが、今回の改正については、いろいろと努力されたという点については、自分のほうもこれを認めるにやぶさかではないけれども、しかし、なおかつ、有線放送をやつておる側から見ると、依然として公衆電気通信事業

の公社独占の線を守ろうとするものである、われわれ有線関係の者にはどうしても納得しがたい、こういう強い意見が述べられておるのですが、こういう点については、おそらく郵政当局にもあるいは電電公社当局にもいろいろと意見具申がなされておると思ひます。その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて。

○野上元君 先ほど新谷委員のほうから、郵政当局の通信政策の根本についてお尋ねがあつたようです。私も同じことを尋ねるかもしれませんが、立場が違ひます。考え方も違ひますので、重複するところがあるかと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひますが、若干具体的に聞いてみたいと思ふのですが、実は私の手元に、ある県の農業協同組合の組合長さんです。持つておられる方だと思ひますが、その方から、今次の有線放送関係の改正についての意見が述べられております。その中にこういうふう書いてあるのですが、今回の改正については、いろいろと努力されたという点については、自分のほうもこれを認めるにやぶさかではないけれども、しかし、なおかつ、有線放送をやつておる側から見ると、依然として公衆電気通信事業

の公社独占の線を守ろうとするものである、われわれ有線関係の者にはどうしても納得しがたい、こういう強い意見が述べられておるのですが、こういう点については、おそらく郵政当局にもあるいは電電公社当局にもいろいろと意見具申がなされておると思ひます。その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて。

○野上元君 先ほど新谷委員のほうから、郵政当局の通信政策の根本についてお尋ねがあつたようです。私も同じことを尋ねるかもしれませんが、立場が違ひます。考え方も違ひますので、重複するところがあるかと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひますが、若干具体的に聞いてみたいと思ふのですが、実は私の手元に、ある県の農業協同組合の組合長さんです。持つておられる方だと思ひますが、その方から、今次の有線放送関係の改正についての意見が述べられております。その中にこういうふう書いてあるのですが、今回の改正については、いろいろと努力されたという点については、自分のほうもこれを認めるにやぶさかではないけれども、しかし、なおかつ、有線放送をやつておる側から見ると、依然として公衆電気通信事業

の公社独占の線を守ろうとするものである、われわれ有線関係の者にはどうしても納得しがたい、こういう強い意見が述べられておるのですが、こういう点については、おそらく郵政当局にもあるいは電電公社当局にもいろいろと意見具申がなされておると思ひます。その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて。

○野上元君 先ほど新谷委員のほうから、郵政当局の通信政策の根本についてお尋ねがあつたようです。私も同じことを尋ねるかもしれませんが、立場が違ひます。考え方も違ひますので、重複するところがあるかと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひますが、若干具体的に聞いてみたいと思ふのですが、実は私の手元に、ある県の農業協同組合の組合長さんです。持つておられる方だと思ひますが、その方から、今次の有線放送関係の改正についての意見が述べられております。その中にこういうふう書いてあるのですが、今回の改正については、いろいろと努力されたという点については、自分のほうもこれを認めるにやぶさかではないけれども、しかし、なおかつ、有線放送をやつておる側から見ると、依然として公衆電気通信事業

の公社独占の線を守ろうとするものである、われわれ有線関係の者にはどうしても納得しがたい、こういう強い意見が述べられておるのですが、こういう点については、おそらく郵政当局にもあるいは電電公社当局にもいろいろと意見具申がなされておると思ひます。その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて。

○野上元君 先ほど新谷委員のほうから、郵政当局の通信政策の根本についてお尋ねがあつたようです。私も同じことを尋ねるかもしれませんが、立場が違ひます。考え方も違ひますので、重複するところがあるかと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひますが、若干具体的に聞いてみたいと思ふのですが、実は私の手元に、ある県の農業協同組合の組合長さんです。持つておられる方だと思ひますが、その方から、今次の有線放送関係の改正についての意見が述べられております。その中にこういうふう書いてあるのですが、今回の改正については、いろいろと努力されたという点については、自分のほうもこれを認めるにやぶさかではないけれども、しかし、なおかつ、有線放送をやつておる側から見ると、依然として公衆電気通信事業

の公社独占の線を守ろうとするものである、われわれ有線関係の者にはどうしても納得しがたい、こういう強い意見が述べられておるのですが、こういう点については、おそらく郵政当局にもあるいは電電公社当局にもいろいろと意見具申がなされておると思ひます。その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長(光村基助君) 速記を始めて。

○野上元君 先ほど新谷委員のほうから、郵政当局の通信政策の根本についてお尋ねがあつたようです。私も同じことを尋ねるかもしれませんが、立場が違ひます。考え方も違ひますので、重複するところがあるかと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひますが、若干具体的に聞いてみたいと思ふのですが、実は私の手元に、ある県の農業協同組合の組合長さんです。持つておられる方だと思ひますが、その方から、今次の有線放送関係の改正についての意見が述べられております。その中にこういうふう書いてあるのですが、今回の改正については、いろいろと努力されたという点については、自分のほうもこれを認めるにやぶさかではないけれども、しかし、なおかつ、有線放送をやつておる側から見ると、依然として公衆電気通信事業

の公社独占の線を守ろうとするものである、われわれ有線関係の者にはどうしても納得しがたい、こういう強い意見が述べられておるのですが、こういう点については、おそらく郵政当局にもあるいは電電公社当局にもいろいろと意見具申がなされておると思ひます。その点、次の機会に質問することをお許しただいて、きょうはこれで質問を打ち切りいたします。

○委員長(光村基助君) 速記をとめて。(速記中止)

うことになっておるのです。したがうまして、その意味であなたは答弁されたと思うのです。その精神は全く私も同感なんです。問題は、現実の姿がどうあるかということのほうが重要だと実は考えておるわけです。あなたが先ほど言われたように、都市と農山村等における通信を受益しておる格差がひどいので、これを縮めなければならぬ、そのためには有線放送電話の普及ということが極めて重要である、したがって、それについては今後とも力を入れたらいいという御趣旨を述べられたわけです。そのことについて私もこれからお尋ねしたいと思うのですが、そういう気持ちでやっておられるにもかかわらず、有線放送の側から見ると、今回の改正は非常に皆さん方の努力によって改善の一步を踏み出したけれども、なおかつ、われわれの要求には非常に不満足であるというふうな強い意見が出されておるのですが、こういう意見を事前に郵政大臣としてはお聞きになり、かつまた、それについて検討を加えられた事実はありますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) この法律を作るに際しまして、いろいろ有放の方、あるいは地方の農協の方、あるいは地方の方々から陳情を受けました。そういう点をよく考えまして、そして日本の通信政策、それからまた農山村との格差の是正、そういうことを考えまして、今度の成案に至ったわけでございます。

○野上元君 私は、気持は郵政当局も電電公社の考え方も了解はできるわけです。もちろん、公衆電気通信法第一

これは何人といえども異議に唱える必要はないと思う。問題は、先ほど言ったように、それが単なる条文であって、現実の姿が必ずしもそうになっておらない場合には問題が起きてくると思ふのです。この国会においても、すでに衆議院の通信委員会では附帯決議をつけているわけです。依然として電電公社のサービスが完全ではないために有放というものを認めざるを得ないじゃないか、こういうことを言っているわけです。したがって、さらに電電公社のサービス改善に努められたい、こういうふうな附帯決議がついているわけですが、そういうふうになっているのと思うのです。したがって、私はあなたの精神はわかりましたから、ひとつ具体的に、それでは、この第一条がどのように現在実現し、将来またどのようにこれが発展していくのかという点についてお聞きしてみたいと思うのです。先ほど申し上げましたように、第一条が完全に実施されておれば、ほかの通信は必要ないわけですが、有線放送電話は必要ないわけでありまして、これが実際に実現しておらないために必要になっていると思うのです。

で、私はこれから具体的にお聞きします。四十二年度末においてどれくらいの加入者数になるのか、それは普及率は一体どれくらいになるのか、この点をまずお聞きしたいのです。

○説明員(宮崎政義君) 昭和四十二年と申されますと、電電公社が第三次五年計画を終了した年になるわけでございますが、全国では大体九百七十六万という総加入数になる予定でございます。これで農村漁村地帯はどうなるかと申しますと、百六十七万になる予

定でございます。したがって、普及率を人口百人当たりとしたしますと、全体は約九・八、農村につきましては、人口当たり普及率は三・六七になる見込みでございます。

○野上元君 四十七年度末の数字を教えてください。

○説明員(宮崎政義君) 電電公社は、四十七年度末は第四次五年計画を終了するわけでございますが、そのときの総加入数は、大体一千七百五十万と見ております。このうち、農村の加入数は大体二百九十三万と見ております。したがって、百人当たりの人口普及率で申しますと、全体は一六・八、それから農村地帯におきましては六・四五、六・五くらいになると見当をつけております。

○野上元君 ただいまの普及率は、百人につき言われたわけですか。

○説明員(宮崎政義君) さようでございます。

○野上元君 それで、なおお聞きしたいのですが、この一条にいう、あまねく提供するというのは、一体どういう現象なのか。したがって、具体的に言う方をかえて聞けば、一体限度はどこにおくのか、普及率の限度、この点をお知らせ願いたい。

○説明員(宮崎政義君) ただいま御説明しましたのは普及率でありまして、電電公社としては、電話申し込みの方についておつけするところの、需要に対する充足率と、こういう工合に申しております。需要に対する充足率は、第三次五年計画、第四次五年計画と続けて、第四次五年計画つまり昭和四十七年度末には、ほとんど需要に完全充足していくという目標を置いております。したがって、もし、この充足率で、四十二年度末、四十七年度末にどれくらいになるかということになりますと、現在もくろんでおりますのは、第三次五年計画末では九三・三ということになる予定でございます。四十七年度末は、先ほど申しましたように、約一〇〇%を予定しております。

○野上元君 充足率は、四十二年度末においては九三・三、四十七年度末においては一〇〇%と、こういうふうになるわけですね。

○説明員(宮崎政義君) はい。

○野上元君 さらに、普及率の問題なんです。欧米諸国、先進国と比べて四十七年度末において、どういふふうになりますか。

○説明員(宮崎政義君) 現在の普及率から欧米の様子を推定いたしますと、イギリスは、三十六年一月で普及率が一五・七になっております。したがって、先ほどの数字と多少違いますが、第四度末一六・八と申しておりますが、大体全体の普及率が、現在のイギリス並みになるのじゃないかと思うております。

○野上元君 先ほどのお話では、大体四十七年度末における充足率は一〇〇%であって、普及率は一六・八ということだったわけですが、大体そこまでいけば、昭和四十七年度は、西暦で直すと幾らになるかどうかかわかりませんが、大体そのころの普及率は、その当時に比べると先進諸国における普及率ときほど劣る状態ではないというふうに判断してよろしいわけですか。

○説明員(宮崎政義君) 今の説明を補足させていただきますと、先ほど申し上げましたのは三十六年のイギリスの

状態でございますが、十年後は、先進国も多少進んでいくと思ひますけれども、現在のイギリスの普及率というのは相当高く、世界で九番目の状態になっております。したがって、われわれとしましては、そうおくれた状態にならないのじゃなからうかと見ております。

○野上元君 今、あなたの説明で、大体計画は了解できますが、農村と都市との差というものが依然として相当高いわけですね。これは、今日の公社が行なっている電話加入には、農村として経済的負担にたえないという考え方が、あるいは文化の普及程度が低いということであるという差が出るのか、その点はどういふふうな御判断になっておりますか。

○説明員(宮崎政義君) 農村の電話が、現在やはり普及されてないという状況につきましては、先生おっしゃったように、農村における電話の負担、公社からお願ひしておる負担というのは、都市よりは安いわけなんです。ありますが、しかもなお、農村全体から見ますと、負担が高いとお考えになるのかあるいは文化の程度が低いからそうなのかという御質問があったわけですが、公社としましては、一応要求されました需要に応じておつけいたすという考え方でやっておりますものです。ですから、必ずしもその工合に考えてはおりません。

○野上元君 そうすると、あなたのいうのは、要求があれば架設することになるという状態に昭和四十七年にはなるのですか。

○説明員(宮崎政義君) はい。

○野上元君 農村が幾ら要求しても、

農村の需要も満たし得ることができるといふように考えられるわけですか。先ほどあなたが発表された数字によると、四十七年度においては、二百九十三万の加入者を想定されているわけですね。これは、実際に要求があるという数字ですか。

○説明員(宮崎政義君) これはもちろん十年先のことでございますから、現在そういう要求があるというわけじゃありませんが、現在の要求から推定いたしまして、多分こうなるのじゃないか、こういうふうな考えでいるわけでありまして。

○野上元君 そうすると、そのときにおける農村のいわゆる世帯数とか、いろいろな問題があるでしょう。それから今日の段階において、農業基本法等が実施された際において、どのように農村が変革するかにについては、われわれも予測できない。十年先の数字をここでいじくってみても、その益のなないことかもしれません。しかし、今日の状況において、すでに施設の数は二千六百、加入者は二百万、これは有線放送の場合ということになると、相当な需要があるというふうな考えでも間違いはないわけですね。そのときにおいて、昭和四十七年においては、はたして二百九十何万をもって、農村における需要数を完全に満たしたということができるかどうかは、非常に私はむずかしい問題ではないだろうかというように実は考えているのですが、あなたのほうとして、昭和四十七年度末における有線放送電話の姿はどういうふうになつていくかということについて予想されたことはありますか。

○説明員(宮崎政義君) 有線放送電話

は、われわれとしましては、主体はあくまでも放送であるというように考えております。したがって、電話としての問題は一応予想できませんけれども、有線放送が昭和四十七年度末ごろにはどうなるかという問題は、作業をやっております。

○野上元君 有線放送電話の主体は放送であると考えているということは、まあ公社のお考えです。実際のこの有線放送電話を使用している側からいって、もうすでに放送ではなくして、電話のほうに切りかえてくれという要望のほうが強くなつてきているのじゃないですか。このお考えは……。

○説明員(平山温君) お答え申し上げます。

有線放送電話は、やはり一本の線の上にたくさん電話がぶら下がっております。そういう意味におきまして、設備的に見ても、やはり放送を主体にする。私どもは考えておるわけですが、実際には、その電話を利用される向きが相当あるのじゃないかと、こういう意味合いの御質問かと思ひます。私どもといたしまして、もしほんとうの意味の電話というものの御要望があるということであるならば、もう少し現在の有線放送電話のように、一つの線にたくさん電話がぶら下がっておるという形では十分ではないかと実は考えております。しかしながら、先ほど公社の農村における四十七年度末二百九十三万の需要に対して、一応それは全部満たし得るのだと、こういう場合、その需要というものが、あるいは農村の所得の状態、あるいは経済状態から見て、公社あたりから提供している電話が高過ぎるので、先ほどの

お話にもありましたけれども、もう少し低規格の安い電話ということを考えて場合には、現実の有線放送電話の実態から見ても、もう少し要望があるのじゃないかというふうな問題につきましては、先ほど野上先生のお話にもありました。衆議院の附帯決議にもありましたので、私どもといたしましては、先ほど計画局長の申し上げたのは、今までの私どもの五カ年計画としての農村における電話の一つの予測、充足計画というものを御説明したのでございますが、この有線放送接続電話というものが、今度御審議によりまして、この法律によって生まれるといたしますと、これに関連して、公社としても農村電話の普及という問題について、もう一ぺん再検討して、検討して参りたい、かように思っております。

○野上元君 将来、長い将来のことはわからぬかもしれませんが、通信政策として郵政当局にお聞きしたいのですが、有線放送電話というふうな、いわゆる中途半端なものは将来やめて、あくまで電電公社の施設を提供できるような方向に持っていくのか、それとも、それが不可能である、どうしても有線放送というもので補完していかなければ農山村地帯においてどうしても不公平になつてしまふ、こういう考えなのか、その点はどういうふうにお考えになつておるのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 将来公社の電話が、農山村地方に至るまで十分に普及する段階に達した場合には、電話は公社電話に移行するというふうな私ども考えておる次第でございます。ただ問題は、有線放送でございますが、

が、それはあるいは必要があれば残るかもしれないけれども、電話としてはいかにふうになつてくるんじゃないか。われわれまたそれを一つの目標として参るといふことでございます。

○野上元君 それはですね、一つの仮定があるのです。公衆電気通信法の第一条が具体的に具現した場合においては、そういうことが言えるのです。しかし、それができるのかどうか。目標は立てなければならぬと思ふのですが、今後どんな有線放送というものがふえていくわけですね、この状態では。そうすると、あなたのほうで考えておるとは逆な現象が起きるのですね。だから、もしもあなたの言うように、電電公社の設備がなくなれば、これは問題ありません。しかし、そうなるのかならないのかという問題なんですね。で、今日私たちの考え方としては、なかなかそれはむずかしいのじゃないか。したがって、どうしてこの農山村地帯における何らかの補完的な設備が必要なんじゃないか、それが有線放送電話であるから、将来どういう発展したものになるかわかりませんが、そういうものが必要になるんじゃないか、こう考えておるのですが、その点についてはどうですか、原則論でなくて。

○政府委員(浅野賢彦君) 先ほど来大臣から、新谷先生、野上先生にお答え申し上げましたのは、大体そういう線に沿ひまして、お答え申し上げたのでございますが、ただいま御指摘のように、直ちに公社の電話が日本じゅうあまねくふえるということとは、ちょっと困難であらうかと思ひます。

ただ、先ほど来のお話の中に、現在の地域団体加入電話と、さらに安く、また場合によっては、総裁も申しておりました。少しでも安い電話を工夫しまして、一日も早く、これからの方針をいたしまして、あまねく日本じゅうに及ぼして参りたい。この線はどうしても貫いていくべきである、かように考えます。これが何年かかるかわかりませんが、一方、有線放送電話のほうは、ただいま先生御指摘のように、これまたやはりふえて参らうかと思ひますが、ただ、何年か先には、それぞれ耐用年数が出て参りまして、新しく作りかえの問題が出て参りまして、場合によりましては、また経営上の問題もありまして、そういう点等もありまして、公社の電話が非常に便利に日本じゅうに及んで参りますと、自然の形で振りかわつていくようになるのでありまして、また、そういうことを大臣としても非常に期待いたしまして申し上げた次第でございます。その面におきましては、やはり補完的に有線放送電話は当面やはり放送をかね備えた特殊の通信連絡手段として伸びていくものと考えております。

○野上元君 具体的に大臣にお聞きします。現在の時点において、あるいはまた近い将来までを予想して、有線放送電話が伸びていくことが好ましいのか通信政策として好ましくないのか、その点はどうですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 先ほども申しましたが、いわゆる電話といひましては、電電公社が一元化してやります。そうして農山村に対しては、何とかがやりたいと思ひますけれども、それがすぐできないわけであり

まして、この有線放送電話というものは、いわゆる一つの補完的な役割を果たすということ、それからやはり電話ということ、それからもう一つ有線放送という二つの面を持っておりますので、やはり自然的にある程度はふえるのではないかと、そういうふうな考えている次第であります。

○野上元君 一応言うことはわかります。したがって、大臣の言われるのは、電話施設として有線放送電話があるのではなくして、放送が主体であつて、電電公社がやっている電話事業とは若干違ふのだ、あくまでも補完的な意味で存在しておつて、それは補完的な意味で伸びていくことは差しつかえないのだ、こういう考え方だと思ひますが、そういうふうな了解してよろしいですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 今先生のおっしゃつたとおりだと考えます。

○野上元君 そうすると、さらに具体的に聞きますが、今日有線放送施設をあなたのほうで許可される場合です。一つの条件がございます。特に公社の電話の普及度というものが重大な許可条件になっております。千人について十七人以下のところにおいては認められませんが、それ以上のところは認めないのだ、こう言つておられます。先ほどのあなたの説明によります。電話とこれは性格が違ふのだ、あくまでも、現時点においても、あるいは将来においても、補完的な意味を持つてゐるのだから、有線放送電話が伸びることは好ましいのだというふうな考えられておられるとするならば、なぜそういうような制限を付さなければならぬのですか。意味をなさないので

じやないですか。制限を付したら、補完的なことをやめろということになるんですからね、制限以上のところは。たとえば、千人について十八人普及したところについては、もうそういうことは許さぬ、有線放送は許さぬ、十七人以下ならばよろしいと。そして、十七人以下のところは許されたら、それは無制限に有線放送は伸びていくわけです。ところが十八人のところは許可はされないう、補完的なものも許されないう。こういうことであると、片手落ちになりやしませんか、それは。根本的に考え方をひとつ聞かしてもらいたくないですか。こういう制限は無意味じやないですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 三十二年に

有線放送電話に関する法律を制定した。だいたいわけてございしますが、その中に、許可の基準といたしまして、有線放送電話は、まず業務区域が同一市町村の中にある、それからその次に、その住民が社会的経済的に相互に比較的に緊密な関係を有しているということが一つと、同時に、電話による連絡が不便な地域を業務区域とすると、こういうふうな法律で定められております。その電話による連絡が不便な地域というもののつきまして、ただいま御指摘の業務区域の認定基準というのを三十二年から作つておる次第でござい

ます。で、電話による連絡は、現在の建前といたしまして、有線放送電話はやはり放送が主体になつてきたものでありまして、あと簡易な電話がぶら下がつておる、こういった状況ではございしますが、やはり公衆電気通信体系という面から見ると、いろいろあるなこれが問題を生じてくるわけであ

ります。したがひまして、まあ公衆電気通信業務というものを、ただいまの有線電気通信法、公衆電気通信法、二つの建前から参りますと、やはり電電公社をして、公衆電気通信、他人の通信をやらしていただく、こういうふうにして、まあね、一日も早く日本じゅうに合理的な料金で公衆通信体系がでますようにせつと努力いたしておる状況であります。そういう中において、当面、通信の恩恵の及ばない農山漁村については、こういった別の他人の通信設備を認めてもやむを得ないと、こういったところからこの法律を御制定になつた次第でございします。それによりましてこの認定基準がその線から出て参りました。電話による連絡が不便なところといったところが、大抵現在のところ、地方の郡部の平均の電話の普及率、こういった点が大体千分の十五ぐらいであり、翌年につきましては十七ぐらいであり、こういつたところから、こういった線をきめまして現在に至つておる次第でございします。

○野上元君 私は、根本的なあなた方

の考え方はわかるんです。それはさておいて——今その根本的な原則論を論じても始まらないんです。これは両者意見が一致してゐるんですから、いいんです。しかし、現実の問題として、今私が言つたような不合理がでやせぬかというんです。たとえば、千人のうち十七人にまで普及しておる、それ以上のところには有線放送を設備してはいかぬというんですから、そうすると、十八人と十七人でも違ふわけですね。十七人以下のところは許可されるわけですね。そうして、その許可し

た以上は、それが全村をカバーしてもそれはよろしいというわけでしょう。そうすると、十八人のところは許可されないんだから、いつまでたつても十八人ですね。そういう考え方は、先ほど有線放送電話の性格論から見て、あくまでも補完的なものである、将来は電電公社が一括してサービスを提供するのだという考え方に立つたならば、そういう制限を付するということはおかしいのじやないですか。不便なところには有線放送電話を引いてよろしいということがあるのだから、もう普及率が十七人以上のところは、これは便利なところだ、十七人以下ならば不便なところだ、という、そういう区別をする必要は全然ないのじやないですか。どういう障害があるのですか。これが結局十七人以上のところは普及したら、その根拠は何ですか。先ほど新谷さんは、十七人というものが不合理というならばその根拠を示せというのです。が、十七人が合理的だという根拠を示してもらいたい。できますか。

○政府委員(浅野賢澄君) この数字の

点になりますと、非常に御説明申し上げるのはむづかしいのでありますが、いづれにしましても、三十二年にこれを制定いたしましたときに、郡部におきます平均の普及率を参考とした次第であります。いづれにしましても、公社の加入電話が安く便利に早く国内あまねく及ぶことがやはりこれはもう建前であり、またたいへん望ましいわけであり、その場合に、まあこれはやはり補完的な面であり、経過的な措置として出て参つております以上は、どこかで線を引かないと、いろいろ入り乱れて参る。こういった点か

ら、まあ同一市町村内である、また電話による連絡が不便であるというふうな、一応線を出しまして、有線放送電話をお認めいただいたという経緯から申しますと、やはり、大体当時の平均の加入電話の状況というところがまあ適當な一つの基準ではないか、かように考えたような次第であります。

○野上元君 それは三十二年に制定された法律ですね。

○政府委員(浅野賢澄君) 三十二年の六月の制定でございします。

○野上元君 まあ、その法律が現存している以上、あなた方は、あるいはまた国民であるわれわれも、その法律に従わなければならぬのは当然だし、特にあなた方のような行政官は、この法律をゆがめて解釈するということはできないと思ふんです。しかし、その法律が絶対正しいということも言えないのです。その時点においては正しくても、今日もうすでに八、九年を経過してゐるんです。いろいろと国民経済上の変遷もあるし、国民文化の程度の進歩もあるし、いろいろのものから考へてみて、そういうものを金科玉条として守るというふうな考え方は私は間違ひだと思ふんです。あるから、現存しているから、あなたがそう言われることはわかりません。わかりませんが、しかし、今日の段階において考えた場合に、そうして先ほど来あなたが言われているように、補完的な意味を持つんだということであるならば、何ら差しかねないと思ふんです。しかし、あなた方は公衆電気通信法の第一、その努力は、四十七年度末においても満たされないうかもしないのです。

ね。いわんや、今日の段階においては満たされておられないのです。したがって、あと十年間待てというわけですね。そういうことがこれは正しいかどうかですね。これは、あなた方が考えるより、われわれが考えなければならぬことなんですよ。政治家として、郵政大臣は、そういう考え方でやっていくことが正しいのかどうか、回答を承りたいです。

○国務大臣(小沢久太郎君) その点につきましては、先ほど新谷先生に申し上げましたように、われわれのほうも検討しようということになっておる次第でございます。

○野上元君 検討されることは、これはもう当然の話だと思います。問題が起きておるのですから。だから、これはすみやかに検討してもらって、早急に結論を出してもらわないと困ると思うのです。きょうただちにあなたに回答を求めても、まだ検討中のようですからできないと思いますが、しかし考え方として、私の考え方が正しいかどうか、その点をお聞かせ願いたい。

○国務大臣(小沢久太郎君) そういういろいろな問題があるので、われわれのほうは三十三年にきめたわけでございまして、それを検討してちゃんとしたものにしていきたい、そういうふうな考えでおる次第でございます。

○野上元君 この制限を付した理由は、先ほど浅野監理官から、不便な地域あるいはまた普及の度合い等を勘案して、三十二年に作られた法律の精神になつておるのである。今でも法律に変わらぬのだと言われるのですから、その点はあなたのお立場からすれば、そう言わざるを得ないということ

も私もよくわかるけれども、しかし、今日の段階において、普及をせよ、そういう制限を取って普及をせよ、ということになると、どういふ障害があるのかということを開きたいのですが、たとえば電電公社にそういう普及を早めるということをやれば、要するものは、すでに法律にきまつた事項を電電公社としてはほとんど上申し上げることができないわけですね。しかし、この有線放送電話というのは、電電公社の金を使うわけじゃないですね。計画に食い込んでいくわけじゃない。いわんや郵政省の資金をもつて財源をもつてやっていくことじゃないですね。ほしい人たちが集まってやろうというのですからね。それを押えるというのは、制限に対するというその意味は、逆に解せば、普及されると困るのだということがあつたんじゃないですか。この点はどうか。

○政府委員(浅野賢澄君) やはり公衆通信系は、同じ一つの体系で日本じゅうに及んで参るのがあり方ではないか、こういう線で、先ほど総裁も申し上げましたように、今後農山漁村対策といたしまして、現在の地図、またはそれよりももっと便利な安いのを研究いたして参りたい、こういうふうな御意見がございましたが、いずれにしても、国全体としまして、公衆通信系の日本じゅうに一体化と同時に、早く努力をして及ぼしていくということとはやはり建前であらうかと考えております。その場合に、将来一体有線がどうなつて参りますか、そういった場合の一環となつて参るかどうか、まだ

ちょっと見当もつきかねるし、そういう場合におきましては、なお公社も工夫して参る、有放のほうも、今の状態のままで、今回の接続によりまして、一種または二種の形で接続をしながら、それぞれまた規格を落さないようにして参る、そういったことで、今後の工夫に待つところが大きいのではないかと考えております。いずれにしても、耐用年数等が終わるころには、願わくは、公社のよい、安い電話が早くそれにかわり得るように、普及できるようにしたいといったことは、私のほうとしまして、考えていかなければならぬことのように考えております。

○野上元君 原則論をあまりやってみてもしょうがないと思ひますから、この程度でやめますが、有線放送施設とともものは、これは自然発生的に生じたのですか。それとも、郵政当局あるいは電電公社当局が補完的にこういうものが必要だという判断のもとにやられたのですか。それはどちらですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 当初、終戦直後に、北海道におきまして、有線放送として自然発生的に生まれて参りました。二十七年、八年ごろから、それに電話のついたものが各地に出て参りました。この有線放送電話に関する法律ができました三十二年ごろからは、大体一年間に三十万くらいは状況でふえて参っております。ただ、その間にあります。二十八、九年ごろからであります。農林省は新農村建設に伴う助成、それから一方、自治省におきまして、町村合併等に伴う助成、こういった両省の、これは有線放送に對し

てであります。場合によりましては電話も入つておりましたが、そういった方面の助成があつたことは事実でございます。しかし、いずれにしましても、この三十二年の法律ができましたから、正規に郵政省として免許いたしまして、現在の状況に相なつております。

○野上元君 有線放送電話に関する法律というのは、先ほど言ったように、三十二年に制定された。その前に、すでにこの有線放送電話というものが自然発生的に生まれてきた。それは、その認可する前ですね。それはどういふ法律の根拠に基づいてできておつたのですか。

○政府委員(浅野賢澄君) どういう根拠か、私もまだ不勉強で、よく存じませんが、そのころまでは、有線放送として届け出て存在しておつた状況でございまして、電話としては、有線放送電話の電話の部分につきましては、正規の手続はなかつたということを聞いております。

○野上元君 あなたの先ほどの説明を聞くと、最初は有線放送として生まれた。二十七年、八年ごろになると電話としてつくようになった、こういう説明があつたわけですね。そうしますと、この法律がなくても存在しておつたわけですね。その点はどういうふうにお考えなんでしょうか。そうすると、この法律は必要ないじゃないですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 当時のことをちょっと存じませんが、吉澤文書課長から……

○説明員(吉澤中君) 当時のいきさつを御説明申し上げます。

先ほど監理官が御説明いたしましたように、有線放送は、有線電気通信法に基づいて設置された合法的な一つの有線電気通信設備であるわけでございます。ところが、有線放送に電話をつけまして、いわゆる有線放送電話という状態になりますと、現在の有線電気通信法、当時の二十八年に施行されておりました有線電気通信法に違反するといふ問題が出てくるわけでございまして、ところが、現実の問題としまして、当時二十七年、八年ごろ、有線放送に簡単な装置をしますと、有線放送電話の役割を果たすことになるわけでありまして、はつぽつというものが地域的に出てくるような様子があり、また現実には、わずかでありますが、若干あつたわけでありまして、それで、いろいろその点が問題になりまして、これを正式にしようということになりまして、今問題になつております有線放送電話に関する法律が三十二年に制定されたといういきさつであらうと思ひます。

○委員長(光村基助君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(光村基助君) 速記を起して下さい。

○野上元君 この電気通信事業というのは、これは独占ですか。独占の規定というのがあるのですか。

○説明員(吉澤中君) お答えいたします。

公衆電気通信の独占ということでございますが、これは、御承知のように、公衆電気通信法にはその規定はございせん。有線につきましては、有線電気通信法第十条にその規定がござい

ます。

それから無線につきましては、電波法第四條二という規定がございます。この有線無線の両方に関する規定によりまして、公社及び国際電氣公社の独占が裏からいつているという形になっておるわけでありまして。

治団体あるいは公共団体等が多いわけでしょう。個人でやっているのはあまりないでしょう。そうしますと、これは委託してやらせるということにはならないのですか。

ばならない。その業務を公社もやるし、あるいは公社がやるのは不適当だといふので地方公共団体とか農協あるいは漁業協同組合に委託するということになると思いますが、その場合に、まあ具体的に比較して申し上げますと、この電話の交換とか、電報の事務を郵便局が委託を受けておるわけでございますが、これは本来、今まで歴史的に郵便局でやっておった、それが二省分離になったから、郵便局が委託を受けてやるということが実態になっておると思ひます。これは、先ほど申し上げましたように、これはすでに当初、有線放送として当初から普及し発達してきたわけでございます。それがたまたまあとで、ちょっと装置しまして電話もつけるという形になってきたものでありますから、かえって委託というややこしい手続をとるよりは、本来の業務として施設者自体としてやったほうが公社と有線の側とか関係におきましてスムーズにいくということはあるんじゃないか。実態にマッチしたやり方ということになりますと、わざわざ委託という形式をとらなくてもいいじゃないか。しかし、将来の問題はまた別の問題だと思ひます。将来はまたそういうことも考えられないこともないと思ひます。

みますと、おそらく、施設数で七百五十くらい、加入数で二十万くらいの程度でございます。正確な資料は調べましてまたお答えいたします。

生活共同体として簡易なる通話、同時にまた放送もできるという設備が下がつておるといふことに対する要望は非常に強いものと考えております。

具体的には有線について申し上げますが、有線電氣通信法の第十条におきまして、「有線電氣通信設備を設置した者（公社及び公社を除く。）」というカッコ書きがございまして、「業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。」という原則があります。これに對しまして、例外が列挙されておるわけでありまして、今問題になっておりますところの有線放送電話に關しましては、この第十条の第一項の五の二でございまして、「有線放送電話に關する法律第三條（業務の許可）の許可を受けたところに從つて有線放送電話業務を行うとき」、この場合には今の例外になっておる、他人の通信の媒介をやつてもよろしいといふ一つの例外になっておるわけでございます。こういう有線設備についてはこの有線電氣通信法、無線設備については電波法、この両法によりまして公社及び公社が独占する根拠規定が出ております。それからほは具体的に、その例外が必要に応じて認められておるという立法の形になっておるわけでございます。

本米、法律の立て方の問題になると思ひますが、法律の立て方の問題として、一つの立法政策の問題がありますけれども、本来こういう業務は電氣公社がやるべき業務である、したがって電氣公社もやるけれども、有線の施設者、農協とか市町村とか、そういうところに電氣の業務の一部の委託という形において行なわれることはどうかという御意見でございますが、これは政策の問題でありまして、理論的には可能であらうと思ひます。しかし、現実に有線放送という姿においてできてしまった、それで、それにプランチをつけたまゝ、電話機としての用途を果たせるといふ実態から言ひますと、かえつて今のようないふ法体系の立て方のほうが実情にマッチしているのじゃないか、こういうふうな考へます。

〇野上元君 三十二年前に実際に設備された有線放送施設はどれくらいで、加入者はどれくらいですか。

〇政府委員（浅野賢彦君） 三十二年から急激にふえて参りましたのは、ただいま申し上げましたように、この法律が三十二年にできましたのが一つの原因であります。そのころから農村の経済も安定して参りまして、文化生活等に対する関心が非常にふえて参つたと、そういった点もいろいろからみ合つておると思ひます。そういった点から考えますと、ただいま先生おっしゃいましたように、こういう農村の

生活共同体として簡易なる通話、同時にまた放送もできるという設備が下がつておるといふことに対する要望は非常に強いものと考えております。

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

〇野上元君 電氣公社がやっておられるのは、これは問題ないですね。それから郵政省がやっておられるやつがある。これは委託してやっておるわけですね。だから、ことに有線放送電話が行なわれておるのは、いわゆる地方自治

五十二、こういうふうになつております。合計二千六百十六施設と、かようになつております。

○野上元君 郵政当局としては、この経営主体は、どれが一番好ましいのですか。地方自治体が行うことが一番望ましいのか、公共団体がやるのがいいのか、あるいはその他の公益法人が行うのがいいのか、どれがいいのですか。

○政府委員(浅野賢彦君) これは非常にむずかしい御質問で、なかなか問題もございまして、どのように御答弁申し上げていいか非常に困るわけでありまして、まあ、やはりこの有線放送電話が、農山漁村の地域的な場所における共同生活を行なっていくための一つの手段でありまして、また文化生活を行なっていくための一つの手段であります。という点から考えますと、中正公平な、片寄らない地方公共団体がやるのが一番よいかと考えております。

ただ、まあ実際問題として、資金の関係その他等から、農業団体、漁業団体、その他公益法人がございまして、最近の状況を見ておきますと、農業団体であるからといって、農業組合員だけに限定せず、それ以外の人にも、一般のサラリーマン、市民等も入れるようにしたり、いろいろそういう公共的なあり方ということに対する努力のあととは十分見られるようであります。

○野上元君 これは、将来はやっぱり電電公社がまあ低料金の料金で全国的にサービスしてもらうというのが理想的な姿だと思いますね。だけれども、それまでいかないうち、どうしてもこういうものが必要であるとあれば伸

びていくわけですね、若干。しかし、一方、電電公社も伸びていく。そのスピードは、やはり電電公社のほうが早いと思ひますね。そうすると、将来において、これはどうしても電電公社で吸収しなければならぬような状態になるのじゃないかという気がするのです。私、私は、その場合に、一体どういう主体がやっておるの、一番話し合いがつけいいのか、そういう点について、やはり考慮する必要があるのです。電電公社の立場としてはどうなんですか。

○説明員(平山温君) 将来、電電公社の電話が普及した場合に、この有線放送電話がどうなるか、それに関連して、今の有線放送電話の経営主体はどのようなのが一番公社としては望ましいか、こういうお尋ねだと思ひます。

私どもとしては、先ほど来お話に出ておりますように、農村地域の電話の普及に努めて参りますが、そうしてその場合には、今の補完的な役割をしております有線放送電話というものが、実際問題としてだんだんと電電公社の電話のほうに移行されることを期待しておるわけでございます。しかし、その今私の申しました移行と申しますのは、設備そのものを公社に吸収するということとを必ずしも言っているわけじゃございませんので、端的に申しますれば、公社の電話がまあ普及すれば、放送の目的は別ですけれども、有線放送電話を利用される向きがだんだん減るであらうと、まあこういうこととでございます。そこで、もしこれが電話の目的のためにだけ作った設備であるといひますと、先ほど来郵政省のほうからお話がありましたように、

現在の法律あるいは通信の本質からしての一元性とか、いろいろな問題もございまして、公社以外にそういう別な経営主体があることがいいかどうかということ自身が本質的に問題になります。そこで、したがって、そういう種類のものでもございまして、どういふのが一番いいかということとは非常に申し上げにくいわけでございますが、(一般的に)いって、もちろん公共性の高いものが多いと、こういうことになろうと思ひますけれども、今現実にある有線放送電話というのは、先ほど来申しますように、電話だけの目的ではなくて、むしろ放送を主体とする目的のものでございまして、この経営主体がどういふのがいいかということにつきましては、必ずしも電話の面からだけこれをとらえて申し上げるべき筋合いのものじゃないかと思ひます。まあ一応かように考えております。

○野上元君 私の考えているのは、将来電電公社が一元的に電話の普及をやるといふ姿に持っていくためには、今日の有線放送電話がどうあるべきかという問題について、若干まあ一つの考えがあるわけです。その場合、あなたの話を聞いておきますと、電電公社の電話がぐんぐん普及していくと自然に排除されていく、有線放送電話施設というものは、いわゆる淘汰されていくと、そういう考え方で競合的にやられるのか、あるいは話し合いによってやられるのか、その点はちょっとはっきりしないのですが、だから、こちらには、有線放送電話施設はどんどんどんどんやっていく、あなたのほうはあなたのほうで、もうどんどんどんどんやっていく、そうしてどちらが便利

か、どちらが施設としても優秀か、低廉か、というようなことは一般の人にその選択をまかせる、そうするうちに、あなたのほうは競争して勝つていって、有線放送電話というものはなくなっていくのだ、こういうふうな考えでおられるのか、だからそういう政策を打ち出しておられるのかどうか、この点をお聞きしたいのですがね。

○説明員(平山温君) 先ほど申し上げたこと、ちょっと言葉が足りなかったと思ひますが、公社の電話が普及した状態で考えます場合には、まあ新しい少なくとも有線電話というものが生まれていくことにつきましては、放送の面は別として、電話のほうの側からは、新しい有線放送電話施設が生まれることはだんだん減っていくだろう、少なくとも。それからそれ以前にできた有線放送電話についてはどうするの、ある機会に吸収するなり、あるいは話し合いによって一元的にするのか、あるいはすでにできたものにつきましては、自分の間その状態が続けられる、まあその辺のことのお尋ねだと思ひますけれども、この点につきましては、まだ公社といたしまして、そこまでつめては考えておりません。いづれにいたしましても、この有線放送施設だけではございせんが、電話の施設というのは、もちろん、そのある一定の耐用年数を持つておりますから、その状態について考えますならば、まあ過渡的にはこれを残すことになりまして、施設というものが寿命が来ますれば、あるときには、それがまた施設を取りかえまして、新しいまた有線放送電話施設に生まれかわる、そういう一つの更改の時期もあるかと

か、どちらが施設としても優秀か、低廉か、というようなことは一般の人にその選択をまかせる、そうするうちに、あなたのほうは競争して勝つていって、有線放送電話というものはなくなっていくのだ、こういうふうな考えでおられるのか、だからそういう政策を打ち出しておられるのかどうか、この点をお聞きしたいのですがね。

思ひます。そういう時期をとらえて、だんだん電話は電電公社の電話に一元的にする考え方もあらうと思ひます。あるいはそこまで待たずに、ある時期において話を進めるやり方もあると思ひますけれども、率直に申し上げて、電電公社といたしまして、その個々の問題まではまだ検討を、結論的な考え方がまだとまっていけないわけでございます。

○野上元君 この質問の形を覚えて申し上げますが、有線放送電話が普及することは、電電公社の電話が普及することに障害になりますか。

○説明員(平山温君) 電話がなぜ一元的に運営される方がいいかという本質論でございまして、その前に、御承知のように、日本ばかりでなくて、世界的にも官営、民営の区別はありまして、どこでも、一つの経営主体によって電話というものが一元的になされていく。これは各国の通例でございまして、それから町によって、企業形態が変わっている場合がありまして、同じ地域に二つ以上の経営主体が電話をやっているという例はないのでございまして、それはどういふことかと申しますと、電話というものが、やはり技術に設備が一元的に統一されてなきゃならぬというところ、これを接続したり交換いたします場合に、普通の交通のようになりかえということができないうわけでございます。電話機から電話機の端末までがサービスということになるものでございまして、一般の交通機関におきまして、一元的に運営されるほうがいい場合があるかと思ひますけれども、それ以上に、通信の本質として、少なくとも同一地域にお

きましては、経営主体が一本であることが望ましいというところは一般的に言えると思うわけでございます。

不便なものとの判断をいたしまして、先ほど来お話が出ております千分の十七というふうなものを郵政省のほうで置きめになって、これを一つの目安として運用されていっていると思えます。その境界のところの問題は、非常にむずかしいことはございしますが、やはり本質的にいって、公社の電話のあるところにある放が重なるってとらえ入っても支障がないというところは、ちょっと申し上げにくい。やはり、非常に公社の電話の発達がよくていっているところに限ってこれを補完の意味において認めていたくはうが、電話の長い目の発達ではいいのではないかと、私もとしては、一応さように考えております。

そこで、先ほど来お話がありましたように、公社の電話が有放の電話が普及すると、公社の電話が何かじやまになるのかと、こういうお話でございすけれども、本来なら、先ほど来郵政大臣あるいは監理官からお話がありましたように、長い目で見た電話の一つの発達、あるいは長い目で見た電話のサービスということから考えますと、同一地域に二種類の電話が入りまじって存在するという形は、率直に言って好ましくないと思うのです。そこで、にもかかわらず、この有線放送電話というものが、ある地域に限られて現現在の三十二年にできました法律で認められておりますし、それを今度は、ある一つの条件のもとにおきまして、また公社との電話の接続通話契約というものを、今御審議いただいております法律でお願いしているわけでございす。これは、あくまで、先ほど来話が出ています補完の意味でございす。補完の意味といえますことは、ほんとうは、電話はあまねく普及しなければならぬのに、不便なところに限って、率直に言えば、あまり好ましくないけれども、現実というものを直視して、それを補完的にそういう方向へも使っていく、こういうことになろうと思っておりますので、やはり常識的にいまして、あまり不便でない地域まで含めてこういう形で電話が伸びていくということとは、長い目で見た通信の政策、あるいはサービスという面から見ると、問題があるかと思うわけで、そういう意味におきまして、電話の

不便なものとの判断をいたしまして、先ほど来お話が出ております千分の十七というふうなものを郵政省のほうで置きめになって、これを一つの目安として運用されていっていると思えます。その境界のところの問題は、非常にむずかしいことはございしますが、やはり本質的にいって、公社の電話のあるところにある放が重なるってとらえ入っても支障がないというところは、ちょっと申し上げにくい。やはり、非常に公社の電話の発達がよくていっているところに限ってこれを補完の意味において認めていたくはうが、電話の長い目の発達ではいいのではないかと、私もとしては、一応さように考えております。

おる経営の内容といえますか、そういうものはわかりませんか。おおよその傾向でいいですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 大体のところは、私どものほうにおきまして資料を整えてございしますが、ただいま持ち合せてございせんので、別途御説明させていただきますが、一応わかっている点では、これは営業として認めておりませんので、大体それぞれで実際の実費を取りまして運営してあるようでありす。その大体的状況を見ても、月には二百円から三百円くらい、安いところは百円くらい、百円から二、三百円といったところを取りまして運営してあります。最初に施設をいたしますときに、大体最近のものは上等になっておりますので、一万円から一万五千円くらい、加入者がそれぐらゐ出しまして、そうして施設しまして、現在の法律が平常の運用に関する面の規定がございせんので、平常の運用の状況は十分に把握できない建前でございますから、私どものほうにおきまして、よくはわかりませんが、一応見ておきますところが、ただいま申し上げましたように、維持費が百円から三百円、その中から減価償却のお金を五十円くらいずつ積み立てていっているところもございす、全然考えていないところもございす。大体そういう状況でございす。

○野上元君 そうしますと、営利事業でないということによって、あなたのは非常に粗末な経営をやっておる。おそらく減価償却なんか見ていないで、タコ足を食うようにだんだん老朽化していつて、最終的には動きの

れないうふうになってしまふというふうな可能性もあると思うのです。そういう点についての指導というの、郵政当局は全然やらないのですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 法律上では、そういったことは、あまりやらないことになっておりますので、私どものほうにも、それにふさわしい中央機関がございせんので、直接はやりておりませんが、まあできる限りよい運営ができれば、努力はいたしてあります。

○野上元君 私の申し上げるのは、今日もうすでに二百万からの加入者があるといふことなんですね、現実には、おそらくこれで利便を受けておる人は一千万の人口を持つて思ふんです。これはもう、郵政当局としては、一つの通信事業の、通信政策の重要な部分を私は持つておると思うんです、今日の段階において、にもかかわらず、経営の状況も、まあそれはもう勝手にやらしておるんだとか、機械のほうも適当にやっておるんだとかいうようなことであつてはまずいと思ふんですね。もう少し積極性を持つ必要がある。というの、公衆電気通信法の第一条にいうように、あまねく、公平に国民としては受ける権利があるんですからね。そういう点について、もう少し監督官庁として強い指導を発揮する必要があるんじゃないですか。この有線放送電話の持つ社会的な価値から見ても、そう思ふんですが、その点についてどうですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 平素なかなかそこまでするわけでもないで、許可の際に、できるだけ運営の仕方等につきまして指導をいたすようにいたして

きましては、経営主体が一本であることが望ましいというところは一般的に言えると思うわけでございます。

不便なものとの判断をいたしまして、先ほど来お話が出ております千分の十七というふうなものを郵政省のほうで置きめになって、これを一つの目安として運用されていっていると思えます。その境界のところの問題は、非常にむずかしいことはございしますが、やはり本質的にいって、公社の電話のあるところにある放が重なるってとらえ入っても支障がないというところは、ちょっと申し上げにくい。やはり、非常に公社の電話の発達がよくていっているところに限ってこれを補完の意味において認めていたくはうが、電話の長い目の発達ではいいのではないかと、私もとしては、一応さように考えております。

おる経営の内容といえますか、そういうものはわかりませんか。おおよその傾向でいいですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 大体のところは、私どものほうにおきまして資料を整えてございしますが、ただいま持ち合せてございせんので、別途御説明させていただきますが、一応わかっている点では、これは営業として認めておりませんので、大体それぞれで実際の実費を取りまして運営してあるようでありす。その大体的状況を見ても、月には二百円から三百円くらい、安いところは百円くらい、百円から二、三百円といったところを取りまして運営してあります。最初に施設をいたしますときに、大体最近のものは上等になっておりますので、一万円から一万五千円くらい、加入者がそれぐらゐ出しまして、そうして施設しまして、現在の法律が平常の運用に関する面の規定がございせんので、平常の運用の状況は十分に把握できない建前でございますから、私どものほうにおきまして、よくはわかりませんが、一応見ておきますところが、ただいま申し上げましたように、維持費が百円から三百円、その中から減価償却のお金を五十円くらいずつ積み立てていっているところもございす、全然考えていないところもございす。大体そういう状況でございす。

○野上元君 そうしますと、営利事業でないということによって、あなたのは非常に粗末な経営をやっておる。おそらく減価償却なんか見ていないで、タコ足を食うようにだんだん老朽化していつて、最終的には動きの

れないうふうになってしまふというふうな可能性もあると思うのです。そういう点についての指導というの、郵政当局は全然やらないのですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 法律上では、そういったことは、あまりやらないことになっておりますので、私どものほうにも、それにふさわしい中央機関がございせんので、直接はやりておりませんが、まあできる限りよい運営ができれば、努力はいたしてあります。

○野上元君 私の申し上げるのは、今日もうすでに二百万からの加入者があるといふことなんですね、現実には、おそらくこれで利便を受けておる人は一千万の人口を持つて思ふんです。これはもう、郵政当局としては、一つの通信事業の、通信政策の重要な部分を私は持つておると思うんです、今日の段階において、にもかかわらず、経営の状況も、まあそれはもう勝手にやらしておるんだとか、機械のほうも適当にやっておるんだとかいうようなことであつてはまずいと思ふんですね。もう少し積極性を持つ必要がある。というの、公衆電気通信法の第一条にいうように、あまねく、公平に国民としては受ける権利があるんですからね。そういう点について、もう少し監督官庁として強い指導を発揮する必要があるんじゃないですか。この有線放送電話の持つ社会的な価値から見ても、そう思ふんですが、その点についてどうですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 平素なかなかそこまでするわけでもないで、許可の際に、できるだけ運営の仕方等につきまして指導をいたすようにいたして

は一段上位段階の公共団体という都道府県内に限定をいたしました次第でございます。

○野上元君 限定をしたのは何か理由があると思うんですけどもね。たとえば東京におつて、きょうは急用があつて帰れないと、せひ電話したいという場合にはだめなんですね。私のところの千葉県なら千葉県に電話するのは、それではあまり意味がないんじゃないですかね。特に、最近におけるような勤め人の行動半径は非常に広いし、経済活動の範囲も非常に広い今日において、そういうふうなことをする必要があるのでしようか。その点をお知らせ願いたいことと、これはたしか試験的に実施されておるわけですね。その場合には県外も認めたのですか。

○政府委員(浅野賢彦君) ただいまの御意見であります。先ほども申し上げましたように、本来市町村内の通信連絡手段であります点と、低廉を建前といたしております。こういった点、それからさらに相当程度市外通話も出て参りますと、いろいろ市外ケーブル等の整備等にも予算を必要といたしますし、そういった点等からからみ合います。同時に線を引きます場合に、やはり行政区域とか何とか、そういったものがございまして、なかなかうまく線が出ないわけでありまして、い

れにしましても、安くするということも建前でありまして、都道府県内に限定した次第であります。

同時に、たとえば、今のお話のように、千葉から東京に急用があります場合、これまたまことに御意見のとおりでございますが、そういった場合は、加入電話をできる限り普及を急ぎたい。加入電話を使つていただいて、加入電話のところからかけていただく、こういったことにしまして、有放の性格はやはり変えない、こういった建前で同一県内ということにいたしました次第でございます。

試験接続の通数でございますが、公社のほうから、通数にしましては説明をさせていただきます。

○説明員(千代健君) 三十六年度に試験実施をいたしました五施設、三十七年度に試験実施をいたしました二十八施設でございますが、後者の二十八施設につきましては、開通が四月末でございますので、五月の十日までの実績を把握しているに過ぎませんので、正確でございますと思われまして、三十六年度の五施設について申し上げます。これが一局線当たり二百九十三の通話が行なわれております。その中で一・一というのが県外通話の実績でございます。

○野上元君 そうしてみると、通話数としては大した通話数にはならないですね、現実の問題として。そうすると、大して支障がないように思うのだから、特にあなたのほうでは、行政区域内ということにえらいこだわつておられるようですが、一つの区域を作らねばならぬというふうに言つておられるけれども、実際電話からい

ういう区域を小刻みに作るということ、通信の本質からいって好ましいことじゃないですかね。まあ直ちに私はここで改正しろとは言いませんけれどもね。将来ひとつ十分にその点は考慮してもらいたいと思う。

それからあなたは、電話料金を安くするのが目的だと言つておつたですね。それでは聞きますけれども、たとえば、千葉県なら千葉県のいなかの有放から市川なら市川に電話をかける、その場合の電話料というのは、どの計算によつて、どこに払うのですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 千葉県のいなかの甲有放が千葉市にかけますといふたします。その場合に、有放が公社の電話局につないでもらいました場合、有放の交換台から千葉市までの分は公社の料金ということになります。それで、有線放送電話のほうの交換台から有放内部、有放内部は、これは当然有放内部の問題として、従来どおり内部で相互通信をやつておりました実費支弁、こういったことになりました。

○野上元君 具体的に聞きたいのですが、千葉なら千葉市を中心にして、いなかの有放から千葉市にかけると、同一行政区域内の千葉市にかけると、同一は、その市外通話料というのは電電公社に払うわけですね。電電公社の料金によるわけですね。

それからもう一つ、千葉市内に有放がありますけれども、いなかの有放から千葉の交換局を通じて千葉市内にある有放に接続する場合の通話料はどこに払うのですか。

○説明員(千代健君) たとえば、銚子にある有放、千葉市の千葉の局に所属

しておる有放、この間の市外通話を考えますと、ちやうど有放を一般加入者の方と考えていただいて、つまり、有放の交換台が一般の加入者でありますという場合と全く同じでございます。したがつて、市外通話としては、銚子から千葉までの市外通話料金、こういうことであります。

○野上元君 それは電電公社に払うわけですね。

○説明員(千代健君) こちらのほうは請求書を出しまして、有放からちやうどいするものでございます。

○野上元君 そこで、私はちやうと、浅野監理官が言つた、安い料金にしたんだということなんだけれども、ちつとも安くはないじゃないですか。一般の加入者と同じでしょう。とにかく市外通話をかけた場合には、電電公社の料金に基づいて電電公社に払うわけでしょう。そうすると、何も安いという意味はないんじゃないですか。それは、個人が高いと思つたらやめればいいし、安いと思えば、電電公社の料金でいいということに思えば、つないでもらえばいいのであつて、それは個人の選択にまかすべきで、法律によつてそれを規定する必要はないんじゃないですか。それによつて、有放の方々は何か利益を受けるんじゃない。低廉な料金でやつてくれるわけじゃないんだから。

○政府委員(浅野賢彦君) 先ほど私の御説明申し上げました言葉が不十分であります。まことに申しわけありません。先ほど申し上げましたのは、設備の規格を簡単にしまして、有線放送の最初設備をします場合に、安く仕上げるという意味を申し上げた次第であります。

○政府委員(浅野賢彦君) 今回の有線放送電話の公社線に接続いたします考

ります。公社の電話に接続いたしました場合に、技術的な面は公社のほうから御説明申し上げますが、公社の通信系になると、その他いろいろ、やはり接続をいたしますと、影響を与えるわけでございます。その場合に、上等にすれば、うんとりっぱなものにしますと、これは公社と同一規格にまでしてしまふと、どこまで通話がいつでもよいわけでありまして、農村でありますから、できる限り安くする必要はある。規格をできるだけ落とす必要がある。こういった意味で、簡素な規格という意味で、安い施設にいたしました。そして農村の要望に沿うようにいたします。したがつて、その通話の及ぶ範囲も、まあひとつ一定のところで線を引くようにいたしたい、かようにした次第でございます。

○野上元君 時間がありませんので、この次にまた詳しくするとして、きょうは、その点にはこれ以上触れないことにしたいと思います。

それでもう一つ聞きたいのですが、料金の問題なんです。とにかく市外通話になった場合には、すべて電電公社にその通話料というものは払い込まれるわけですね。それを、先ほど申し上げた有放の育成助長という意味合いにおいて、電電公社の加入者から有放に向けて市外通話がなされる場合には、電電公社の収入になる、逆に、有放から有放へ、あるいは電電公社の加入者へやつた場合、これは有線放送のほうに料金を払うというふうな方法はできないのですか。

○政府委員(浅野賢彦君) 今回の有線放送電話の公社線に接続いたします考

ましていろいろな問題が、保守その他の問題もございまして、有線放送電話の交換台をもつて一つの分岐点、こういうふうにいいたしました次第でございます。したがって、有線の交換台から公社のほうの分岐点につきましては公社が全部とる。有放内部のほうの費用につきましては有放のほうがそれぞれ負担をする、こういうふうにして、有線放送の交換台をもちまして、いろいろな面一切を区切りまして、割り切った形の接続ということにいたしました次第でございます。

○野上元君 それはもうわかったのですが、それはどうなんですか、それがやはり合理的だというふうに考えられたのかどうか、それは一方的じゃないですか。片方の有線放送電話というものをとにかく接続してやるのだ、いやならよしておけばいいじゃないかという考え方じゃないですか、そういう考え方は、相手も独立した事業体と見る。そうして電電公社との間に通信が接続されていくのだという考え方に立つなら、これはもう、料金というものは一方的に電電公社だけにとるといふのじゃなくて、何かその点で方法はないものか。もしもあなたのような考え方でやるならば、使いたくないなら使わなければいいというような考え方になると思ふのです。だから、その点は私

はどうも了解できないのだが、先ほど来申し上げているように、現実にあな方は必要悪というけれども、二百万の加入者がいるのです。一千万人の人が実際これでどれだけ利益を受けているかわからない一つの大きな電話事業です。そういうことを考えると、もう少しその点を考えていいのじゃないで

すか。国家のために非常に役に立っているのじゃないですか。その点の同情のある考え方が足りないような気がするのだけれども、その点はどうですか。

○政府委員(浅野賢澄君) この法律案を提案いたす段階になりますまでに、いろいろ討議をいたしましたわけでございますが、何と申しまして、二千六百という膨大な数の施設がございまして、先生から御指摘のように、それにおら下がつております加入者の数もまたまことにたいへんであります。そういった場合に、保守の問題、料金の徴収の問題、いろいろな責任管理の問題、いろいろな点が出て参ります。やはり、この際つないで、通信ができるというところが一番大事な問題であつて、あとはやはりそれぞれの責任において交換台を境に維持して参りましょう、したがって、料金につきましても、交換台をもつて両者の分岐点といたしましょう、こういうことで、今回これを御提案申し上げた次第でございます。

○野上元君 約束の時間が来ましたので、これで打ち切ります。

○委員長(光村基助君) 本案についての質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○委員長(光村基助君) この際、お諮りいたします。本法案の審査のため、参考人から意見を聴取してはいかがかと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。つきましては、参考人の人

選、日時及びその他の手続については、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(光村基助君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

昭和三十八年六月二十八日印刷

昭和三十八年六月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局